

松原市文化財報告 第23冊

公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第344集

松原市

三宅西遺跡3

南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）
での工場建設工事に伴う三宅西遺跡（D2-2-19）埋蔵文化財発掘調査報告書

2025年8月

松原市教育委員会
公益財団法人 大阪府文化財センター

松原市文化財報告 第23冊

公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第344集

松原市

三宅西遺跡3

南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）
での工場建設工事に伴う三宅西遺跡（D2-2-19）埋蔵文化財発掘調査報告書

松原市教育委員会
公益財団法人 大阪府文化財センター

例　　言

1. 本書は、松原市三宅西7丁目地内に所在する三宅西遺跡（調査名：D 2-2-19）の発掘調査報告書である。
2. 調査は（株）読売新聞大阪本社が実施する南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）での工場建設工事に伴うもので、公益財団法人大阪府文化財センターが、松原市教育委員会の指導のもとおこなった。整理作業及び本書の編集は公益財団法人大阪府文化財センターがおこない、令和7年8月31日の本書刊行・発送、及び松原市への資料の移管をもって一連の事業を完了した。
3. 委託事業名称：南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）での工場建設工事に伴う三宅西遺跡発掘調査

委託契約期間：令和6年11月1日から令和7年8月31日

現地調査期間：令和6年11月1日から令和7年2月28日

整理期間　　：令和7年3月1日から令和7年5月31日

印刷製本期間：令和7年6月1日から令和7年8月31日

4. 発掘調査・遺物整理体制は、以下の通りである。

【令和6年度】

松原市教育委員会：教育総務部次長 兼 文化財課長 小玉哲章、同 課長補佐 兼 係長 大矢祐司、同 係員 横木規秀、芝田和也

公益財団法人大阪府文化財センター：事務局次長 亀井 聰、総務企画課長 永野 仁、同 課長補佐 新田康博、調査課長 佐伯博光、同 課長補佐 後藤信義、同 副主査 若林幸子

【令和7年度】

松原市教育委員会：教育総務部次長 兼 文化財課長 小玉哲章、同 課長補佐 大矢祐司、同 係長 横木規秀、同 係員 楠三千代

公益財団法人大阪府文化財センター：事務局次長 亀井 聰、総務企画課長 永野 仁、同 課長補佐 新田康博、調査課長 佐伯博光、同 課長補佐 市村慎太郎、同 主査 若林幸子

5. 本書の執筆・編集は若林がおこなった。
6. 遺構の写真撮影は担当者が、遺物の写真撮影は公益財団法人大阪府文化財センター写真室がおこなった。
7. 本調査に関わる出土遺物及び写真・図面などの記録類は、松原市教育委員会において保管している。
8. 本書に掲載した実測図や写真などにかかる著作権については、報告書刊行後に公益財団法人大阪府文化財センターが松原市教育委員会に譲渡しており、図1・2・5の背景に使用した国土地理院発行の地図を除き、松原市教育委員会に帰属する。また、これらを除き「クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>）」に基づき、出典の表示を条件として自由な二次利用を許諾する。

凡 例

1. 遺構図及び断面図に示した標高は東京湾平均海面(T.P.)を基準している。単位はすべてmである。
2. 発掘調査での使用測地系は、世界測地系(測地成果2011)による平面直角座標系第VI系を基準とし、数値はm単位で表示している。
3. 本書で用いた北は座標北を基準としている。ちなみに、座標北に対して磁北は西に6°30'、真北は東に0°20'振っている。
4. 断面図で使用した土色は、小山正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修に準拠した。
なおその記載順は、記号・土色・土質とした。 例：10YR5/6 黄褐 シルト
5. 遺構番号は、遺構であることを示す大文字のアルファベット「S」に続いて、遺構の種類に関係なく3桁の通し番号を振った。例：「S015」
6. 遺構図における断面位置は平面図中に示したが、ピットのような小規模な遺構については、煩雑となるため明示していない場合もある。その際は断面図中に断面を観察した方向がわかるように方位を示した。縮尺は各図のスケールバーを参照されたい。
7. 遺物実測図の縮尺は、土器については4分の1、石鏃など小型のものは3分の2を基本とした。各々の縮尺については、スケールバーに明示しているのでそちらを参照されたい。
8. 写真図版中の遺物番号は挿図の遺物番号と対応する。

目 次

例言

凡例

目次

第1章	調査にいたる経緯と経過	1
第1節	調査にいたる経緯	1
第2節	既往の調査	2
第2章	調査の方法	4
第3章	位置と環境	6
第4章	基本層序	10
第5章	遺構と遺物	14
第1節	1区	14
第2節	2区	16
第3節	3区	18
第4節	4区	18
第5節	5区	18
第6節	6区	27
第7節	7区	28
第8節	8区	37
第9節	9区	42
第6章	総 括	45

写真図版

報告書抄録

挿 図 目 次

図 1	調査地位置	1	図 21	7区平面 2	33
図 2	今回の調査区と既往の調査区	3	図 22	7区平面 3	34
図 3	地区割 (第 I ~IV区画)	5	図 23	7区遺構断面	35
図 4	地形分類	7	図 24	7区出土遺物実測	37
図 5	三宅西遺跡と周辺の遺跡	9	図 25	8区・9区平面等	39
図 6	土層柱状断面	11	図 26	8区土層断面 1	40
図 7	1区平面・土層断面	14	図 27	8区土層断面 2	41
図 8	2区土層断面・出土遺物実測	15	図 28	8区第2面部分平面・遺構断面	42
図 9	3区土層断面	16	図 29	8区出土遺物実測	42
図 10	4区土層断面	17	図 30	9区土層断面	43
図 11	5区土層断面	19	図 31	9区平面	44
図 12	5区平面 1	20	図 32	変遷	45
図 13	5区遺構平面・土層断面	21			
図 14	5区平面 2	23			
図 15	5区遺構断面	24			
図 16	5区出土遺物実測	25			
図 17	6区平面・土層断面	27			
図 18	7区南壁土層断面	29			
図 19	7区北壁部分土層断面等	30			
図 20	7区平面 1	31			

写 真 図 版 目 次

写真図版 1

1. 7区北西向遠景 (南東から)
2. 7区西方向遠景 (東から)

写真図版 2

1. 1区東壁断面 (西から)
2. 1区 6層上面 (東から)
3. 1区 S001 断面 (東から)

写真図版 3

1. 2区東壁断面 (西から)
2. 2区第7ai層上面 (西から)
3. 3区西壁断面 (東から)

写真図版 4

1. 3区第6層上面 (東から)
2. 4区西壁断面 (東から)
3. 4区南壁断面 (北から)

写真図版 5

1. 4区第7a層上面 (北から)
2. 4区第9-1層上面 (南から)
3. 4区第9-2層上面 (南から)

写真図版 6

1. 4区第10-1層上面 (南西から)
2. 5区北壁断面 (南から)
3. 5区東壁断面 (西から)

写真図版 7

1. 5区第6層上面（南東から）
2. 5区第7a層上面（南から）
3. 5区第7c層上面（南から）

写真図版 8

1. 5区第8～10層上面（南から）
2. 5区S010断面（南から）
3. 5区S010遺物出土状況（南から）

写真図版 9

1. 6区西壁断面（東から）
2. 6区第4層上面（西から）
3. 7区東壁断面（西から）

写真図版 10

1. 7区南壁断面（北東から）
2. 7区第5層上面（東から）
3. 7区第7a層上面（南東から）

写真図版 11

1. 7区第7c層上面（南東から）
2. 7区第7c層上面部分（南から）
3. 8区北壁断面（南東から）

写真図版 12

1. 8区東壁断面（西から）
2. 8区第7a層上面（西から）
3. 8区第7a層上面（東から）

写真図版 13

1. 9区西壁断面（東から）
2. 9区第7c層上面を切込む溝埋土上面（南西から）
3. 9区S049完掘状況（東から）

写真図版 14 遺物写真

第1章 調査にいたる経緯と経過

第1節 調査にいたる経緯

今回の発掘調査は南部大阪都市計画事業松原市三宅西地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）での工場建設工事に伴うものである。南部大阪都市計画事業は令和3年に施行が決定した事業で、三宅西5・6・7丁目、天美東3丁目地内の21.1haが対象である。これにより令和4年3月に対象範囲が市街化区域に編入され、同年7月に地区画整理事業組合が設立された。令和5年度には対象範囲の基盤整備工事と、調整池等の公共施設の整備がおこなわれるとともに、I区の工事がすすめられている。なお当該区域は、この計画が施行される以前は農地としての土地利用が主体だった。

この地区画整理事業の対象範囲は、周知の遺跡である三宅西遺跡の範囲に含まれている。そのため南部大阪都市計画事業に関連する開発に先立ち、順次発掘調査がおこなわれてきた。その詳細は次節に記し、ここでは今回の発掘調査にいたるまでの経緯を述べる。調査対象となった3街区2画地（仮換地）では、周囲でおこなわれた既往の調査成果から埋蔵文化財が存在することが予想された。このため松原市教育委員会は令和3年2月1日から3月26日にかけて試掘確認調査を実施した。この間の試掘確認調査及び地区画整理事業地内での発掘調査によって、工場建設が予定されている区画における発掘調査の必要性が明ら

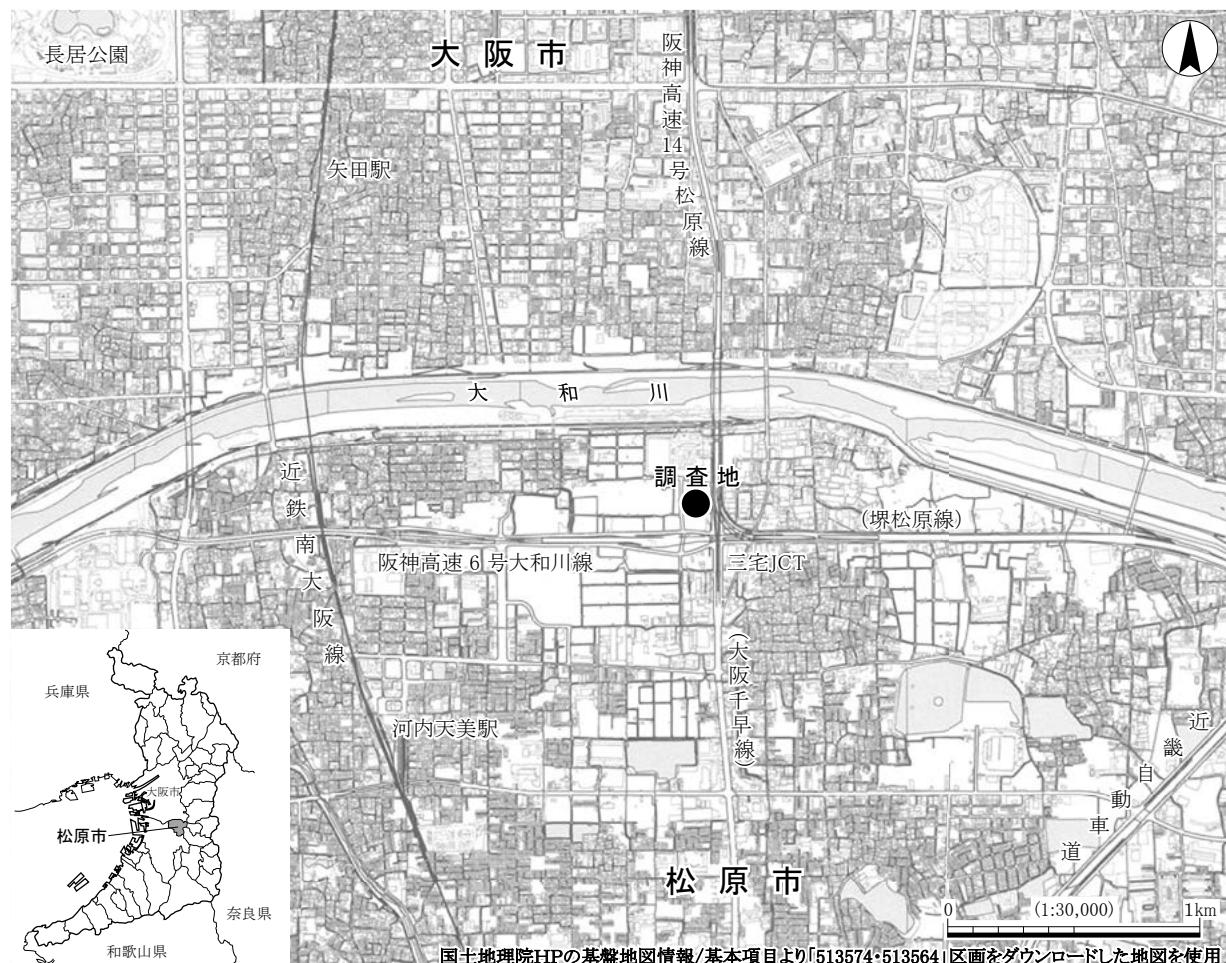


図1 調査地位置

かとなり、調査実施に向けて松原市と事業者である株式会社読売新聞大阪本社との間で、調査範囲や調査深度を確定するための協議がおこなわれた。

発掘調査の実施にあたって松原市教育委員会は、大阪府教育府文化財保護課に調査協力を要請した。これを受けて、大阪府教育府文化財保護課は公益財団法人大阪府文化財センター（以下、当センター）が協力する旨を松原市教育委員会に回答した。これにより文化財保護法第99条に基づく発掘調査を、松原市教育委員会と当センターとの共同調査としておこなうことになった。

令和6年10月25日付けで松原市教育委員会・株式会社読売新聞大阪本社・株式会社島田組・当センターの4者が発掘調査についての協定書を締結した。それに基づき令和6年10月31日付けで株式会社島田組と当センターが委託契約を締結し、発掘調査を実施することになった。文化財調査の諸手続きは松原市教育委員会がおこない、機械掘削をどこまでおこなうか、人力掘削をどのように・どこまでするか、またどの段階で遺構検出や記録作業をおこなうかといった、発掘調査に関わる指示と判断は当センター担当者がおこない、松原市教育委員会の立会をうけて調査完了の判断を仰いだ。

今回の発掘調査対象となったのは、工場の建設に伴う基礎や地下埋設物等の設置工事により、近世作土除去面より下の層が破壊される部分である。工事による影響が及ぶ範囲までが調査対象であることから、それより深い土層や遺構面は調査対象に含まれておらず、今回の調査で掘削限界とした深度より深い部分に関しては未調査である。

実質的な発掘調査は令和6年11月6日から令和7年2月17日までおこなった。2月18日から2月27日までは、現場詰所において遺物・写真登録台帳の作成や平面・断面図の校正等をおこなった。現場詰所の撤収に伴って遺物やカメラ等の機材類をセンター事務所に移動し、3月から5月末までの3か月間で報告書作成業務にあたった。

第2節 既往の調査

三宅西遺跡は松原市の北端に位置する東西約750m、南北約500mの範囲に広がる遺跡である。この遺跡の実態がはじめて明らかになったのは、遺跡内を東西に貫く都市計画道路大和川線（阪神高速道路6号大和川線）及び都市計画道路堺松原線の建設工事に先立っておこなわれた確認調査と、その後におこなわれた発掘調査である。大和川線の確認調査は平成15年10月から平成16年6月までおこなわれ、これにより遺跡範囲が拡大されることになった。その後の発掘調査は平成16年11月から平成18年9月まで実施され、平成19年から平成20年にかけては、諸事情により前述の期間内に調査に着手できなかった部分や、今井戸川取水施設整備工事に伴う小規模な調査が実施された。この一連の調査により、遺跡の東端部で弥生時代中期前葉の集落居住域と、その縁辺部で一基の方形周溝墓が、中央部では流路から残存状態の良い縄文時代後期中葉の土器が発見された。縄文土器は摩耗していないことから、遺構は未検出ながらも近辺にこの時期の集落が存在した可能性が推測できることになった。引き続き、平成20年から平成22年にかけて、今井戸川の付け替えや取水施設の整備等、道路建設に関連する付帯工事に伴う調査がおこなわれ、縄文時代後期中葉の土器を包含する流路を検出する等、それまでの調査成果を追認する成果を得た。

大和川線の建設に伴って利便性が高まったことを契機に、雇用創出と地域の活性化につながる幹線道路沿いの土地利用が図られる一環で、大和川線での南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業が立案・施行されることになった。その事業範囲に調査区が隣接する前述の発掘調査成果から、三宅西土地区画整理事業の計画範囲においても埋蔵文化財が広く分布することが予想された。このため松原市教育委

員会は、令和3年2月から3月に、事業地内の19箇所で試掘確認調査を実施した（D2-1-1）。その結果、大和川線の北側においても埋蔵文化財が広く分布することが分かったことから、令和4年9月から令和5年9月までの間に水路・道路・貯留槽が建設される7箇所において、発掘調査が実施された（D2-1-2）。これにより弥生時代後期後半を中心とする時期の水田、古墳時代中期の流路内から水流の制御のために設置され、補修しながら継続的に利用された杭列が発見される等、弥生時代以降の土地利用を考えるうえで有益な成果が得られた。

令和5年11月から令和6年6月にかけては、松原市三宅西土地区画整理事業地内で物流倉庫の建設に先立つ発掘調査がおこなわれた（D2-1-4）。この際の調査区は北と南に離れた2箇所である。北側の調査区では、竪穴建物や掘立柱建物からなる弥生時代中期前半の集落居住域が検出され、北側の瓜破遺跡に含まれる居住域である可能性が指摘される。一方、南側の調査区では西端で古墳時代前期の集落居住域が、東端では古墳時代後期の集落居住域が検出された他、中央部では大和川線の調査でも検出された幅の広い流路が2条検出され、弥生時代から古墳時代の集落変遷をとらえる上で有益な成果を得た。

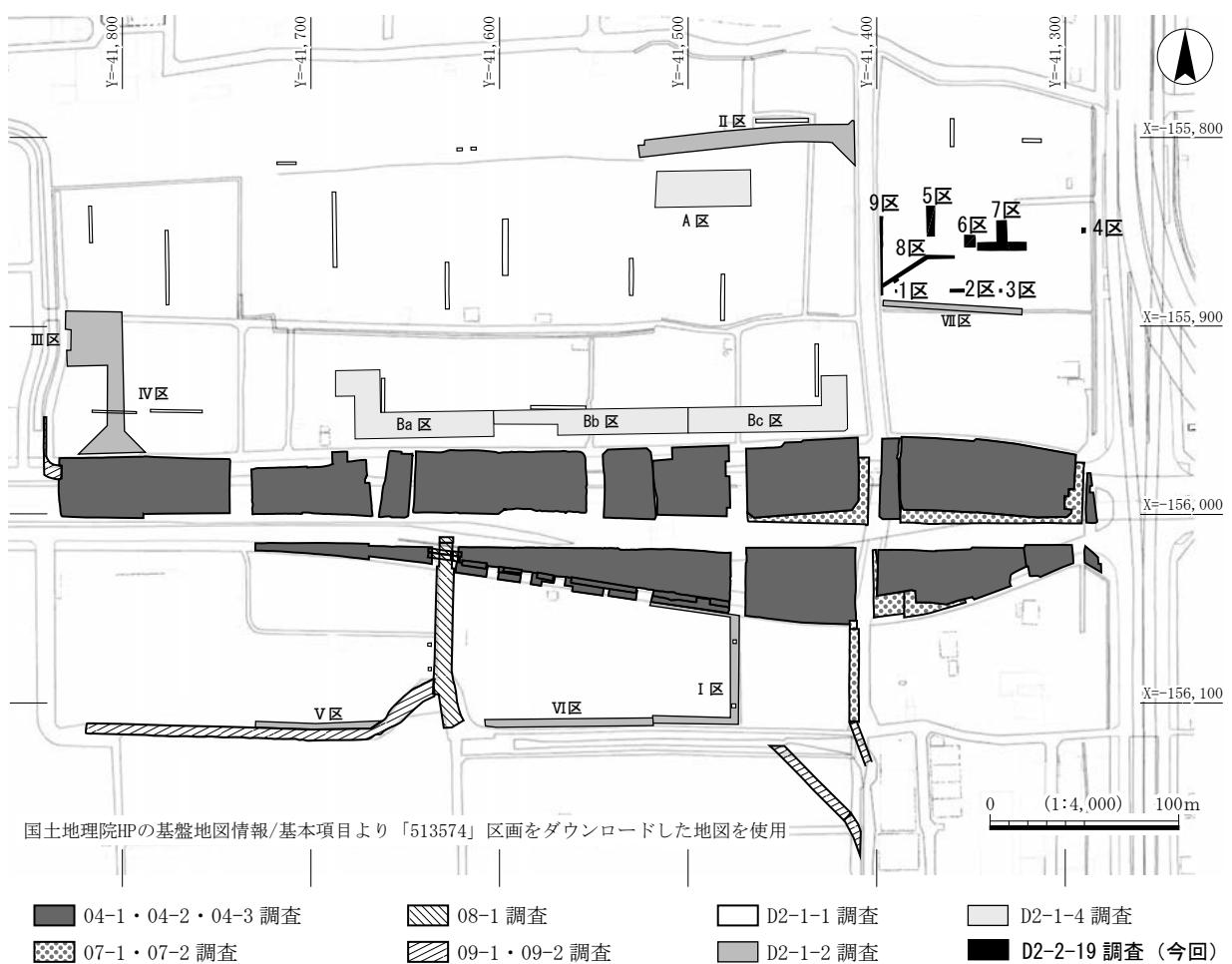


図2 今回の調査区と既往の調査区

第2章 調査の方法

今回の調査では調査名・遺構の呼称法・台帳類や遺物ラベル等の調査記録の様式や表記方法、遺物のマーキングの際のナンバーの記入方法や収納方法等に関しては、松原市教育委員会の『発掘調査取り扱い基準』に準拠した。同様に今回の調査名は松原市教育委員会の方式に基づき D2-2-19 とした。大区画である D2 は『松原市道路台帳地図』における図画割を基準としたもの、小区画である 2 は大区画を 4 分割して北西から南東に 1～4 の番号を付したものである。大区画番号と小区画番号で表される区画において、調査業務が発生した順に業務番号を付し、大区画番号—小区画番号—業務番号とつらねたものが調査名である。

今回の調査区は 9箇所あり着手順に 1～7 区としたが、8 区と 9 区は機械掘削直前に西側に隣接する道路の整備工事との兼ね合いで急遽着手順序を変更したためその限りではない。

他方、当センターの方式による地区割があり、従前の調査では地区割ごとに地区名を記入したラベルをして遺物のとりあげを行っている。今回の調査では各トレンチの調査面積が限られていることもあり、地区割ごとの遺物のとりあげをしたのは 7 区のみで、その他はトレンチ名のみを付して遺物をとりあげた。ただ、5 区・8 区・9 区は南北方向に長い形状をしていたため、5 区と 9 区は延長距離の中間点を、8 区は屈曲部を基準として南と北に分け、トレンチ名の後に北半・南半の別を記入して遺物をとりあげた。なお前述の地区割は、世界測地系（測地成果 2011）の平面直角座標系第 VI 系に則った基準線を利用したものである。地区割は図 3 に示した方法で、階層的に第 I 区画から第 IV 区画まで設定している。当調査区は第 I 区画が G 5、第 II 区画が 4 である。遺物は第 IV 区画単位でとりあげ、遺物ラベルや台帳には第 III・IV 区画のみを記載している。

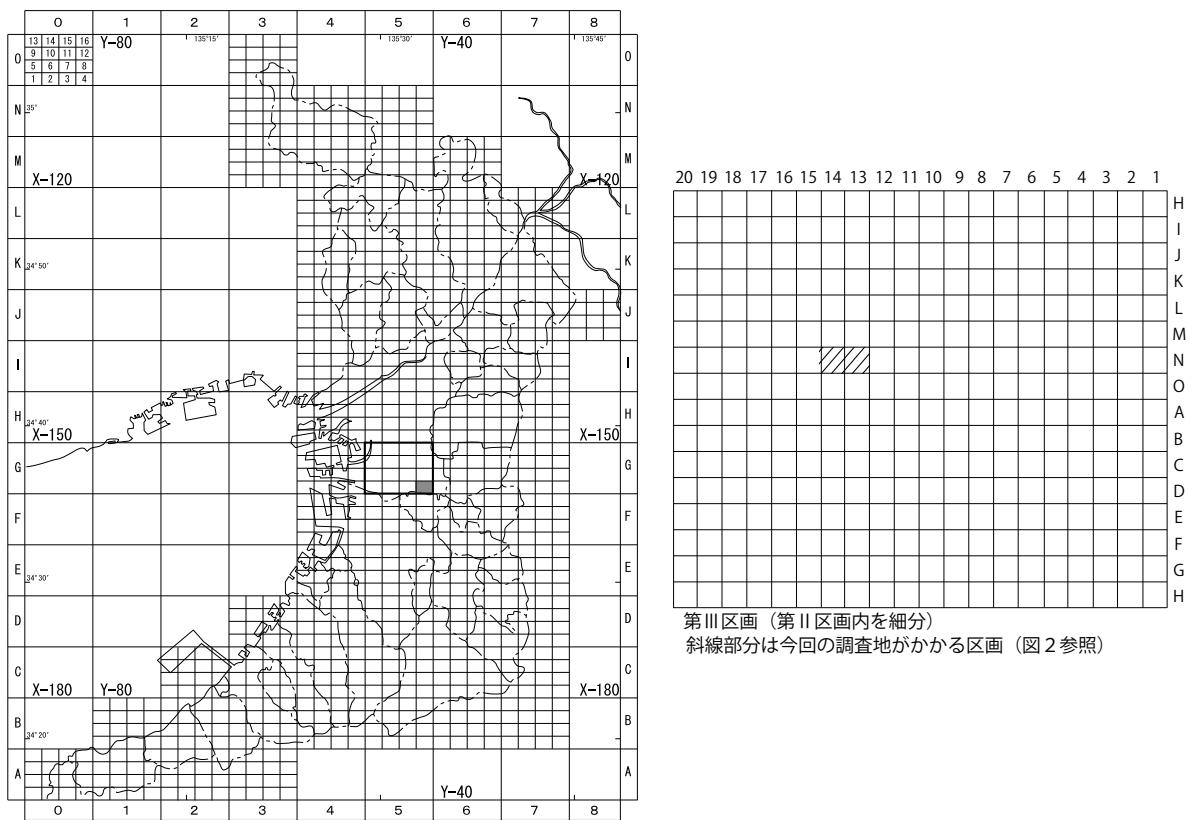
遺構は頭に「S」を付けて、S001 から検出順に通し番号を付けた。遺物ラベルは遺構出土遺物に付すためのもの（通称赤ラベル）と、包含層出土遺物に付すためのもの（通称黒ラベル）があり使い分けているが、遺物登録番号は両者を分けずに出土年月日順に並べて通し番号を付している。

掘削にあたっては近年の造成土と、その下の近世以降の作土・整地層を重機で除去し、中世以前の土層を人力掘削した。ただ、近年の造成による削平が中世以下の層まで及んでいる場合もあり、人力掘削の対象とした土層はトレンチにより異なる。人力掘削に際しては一層ごとに掘り下げ、層界を鋤簾や草刈鎌で平面を薄く削って精査し、遺構検出を試みた。最終遺構面は工事の影響が及ぶ深度を勘案して、調査区ごとに深度が決められた。工事の影響が及ぶ深度の浅い箇所では、中世作土上面を最終遺構面としたトレンチもある一方、縄文時代以前と考えられる層まで達したトレンチもある。それらの最終遺構面より下層に関しては、未調査である。

平面図はトータルステーションを用いた電子平板で作成した。平面図等の作成に用いた基準点は、magellan 社製の ProMark3 により測位し、方位は座標北を基準とした。平面図のスケールは 50 分の 1 である。各調査区の遺構や調査区壁面の断面図はデジタルカメラで撮影した画像を正射変換してオルソ画像を作成し、それをもとに 20 分の 1 スケールで作成した。遺物出土状況図等も同様にして適宜作成した。

写真撮影はフルサイズのデジタル一眼レフカメラ（Nikon D610）を用い、写真データは RAW データと JPEG データをファイル形式で保存した。

出土した遺物は洗浄・注記後、可能なものは接合復元し、手計りした遺物実測図はスキャン及び Adobe



第Ⅰ区画・第Ⅱ区画

地区割の方法

第Ⅰ区画 大阪府の南西端 $X = -192,000\text{m}$ ・ $Y = -88,000\text{m}$ を基準とし、大阪府内を縦6km、横8kmで区画し、縦をA～O、横を0～8として、縦・横の順で表示する（左図の黒枠で囲った範囲は当遺跡がかかる区画）。

第Ⅱ区画 第Ⅰ区画内を縦1.5km、横2.0kmで縦横それぞれ4分割して、計16区画を設定する。この区画は、南西端を1として東へ4まで、あとは西端を5、9、13、北東端を16とする平行式で表示する（左図のグレーのトーンで示した範囲は当遺跡がかかる範囲）。

第Ⅲ区画 第Ⅱ区画内を100m単位で区画し、縦を15分割、横を20分割する。そして、北東端を基点に縦A～O、横1～20とし、横・縦の順で表示する（右図参照）。

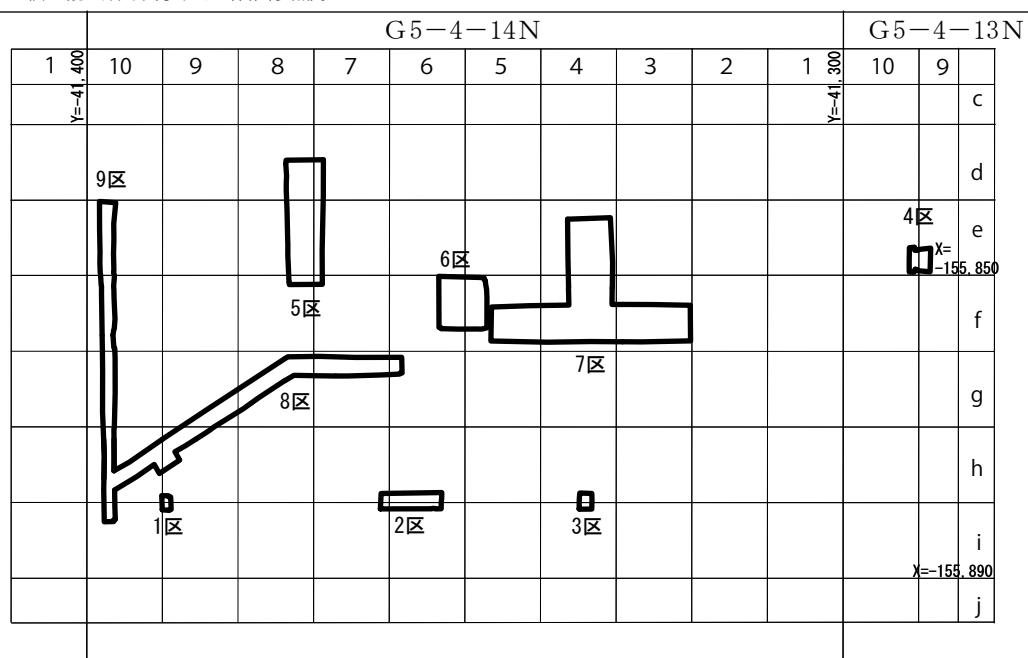


図3 地区割 (第I～IV区画)

社の PhotoshopCS6 を用いてデジタルデータ化し、Adobe 社の IllustratorCS6 を用いて净書した。写真測量等で作成したデータは、直接 IllustratorCS6 で読み込めるファイル形式に整え、調整または净書して挿図に用いた。写真図版に掲載した写真のうち、現地で撮影した写真は画像を適宜調整して掲載した。遺物写真は実測遺物の中から重要性が高いものや、残存状態が良いものを中心に抽出した。報告書の編集には Adobe 社製 InDesignCS6 を用い、デジタルデータで出稿した。

本報告書に掲載した遺物には、抽出番号・実測番号・掲載番号を記入した掲載遺物専用のラベル（通称青ラベル）を付し、掲載遺物専用の青色コンテナに収納した。報告書不掲載遺物は黄色コンテナに収納した。それらはコンテナ番号を付し、登録台帳等にもそれを記載して管理している。ちなみに台帳類は Microsoft 社の Excel で作成し、写真データや報告書等とともにハードディスクに収納し保管している。

第3章 位置と環境

三宅西遺跡とその周辺の地理的・地質的環境に関しては、既刊の『三宅西遺跡』（井上智博編 2024）で詳細に述べられているので、ここではその概要を述べる。

三宅西遺跡の東側には南北方向に延びる河内台地と瓜破台地が、西側には泉北台地の北端部が占める。三宅西遺跡はそれらの台地に挟まれた氾濫原に起因する低地面に位置している。一方、瓜破台地の西縁には瓜破撓曲がはしることが指摘されており、調査地東側の台地はゆるやかな褶曲作用を受けて生じたと類推されている。

調査地に立って周囲を見回すとほぼ平坦な印象を受けるが、鳥瞰的にみれば地盤は西および北に向けて緩やかに下降する。現在、調査地の北側は大阪湾に向かって西流する大和川によって画されているが、これは江戸時代につけかえられたもので、それ以前は泉北台地の東縁を北流する西除川によって西側を画されるものの、むしろ北方に開けた景観だった。

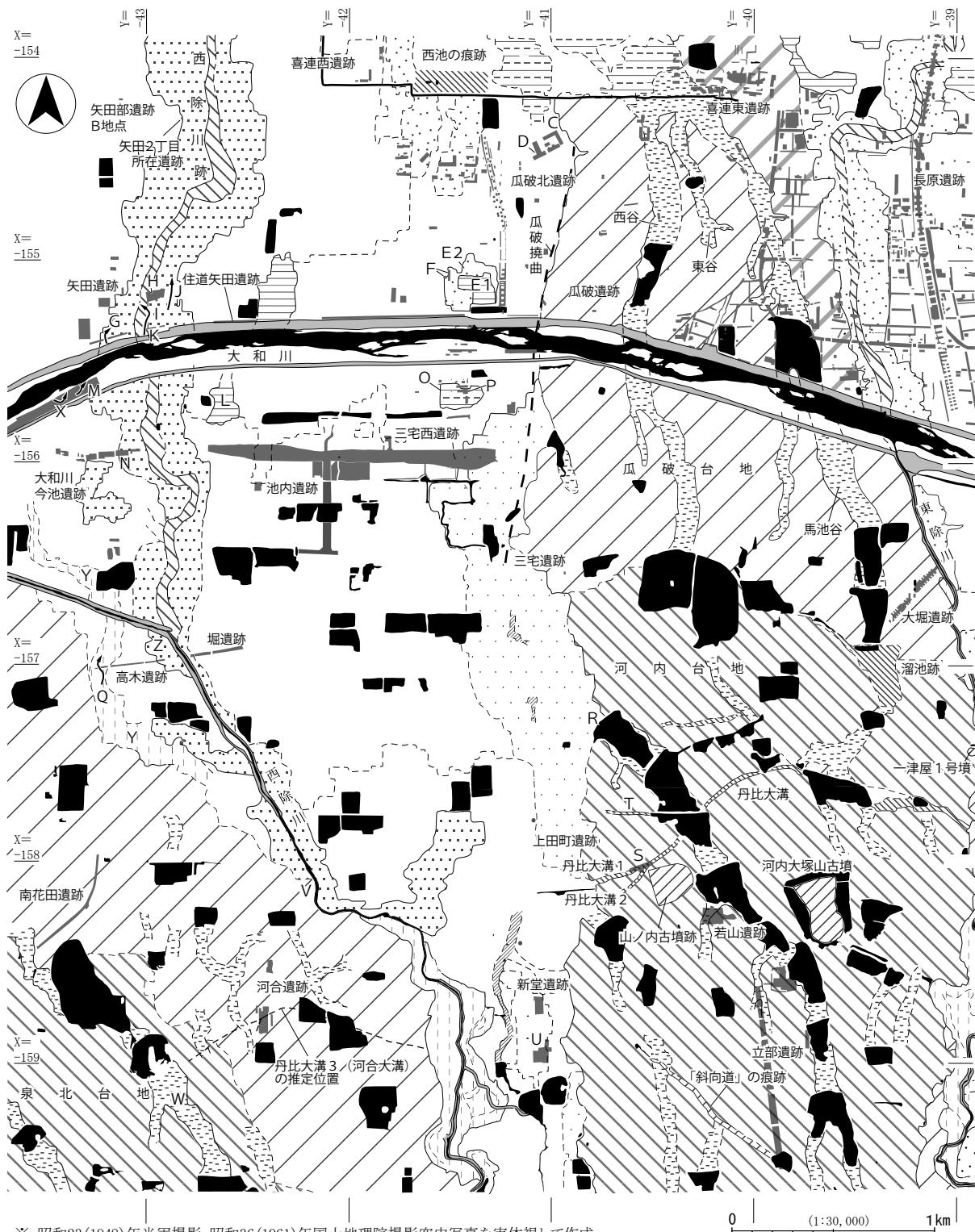
三宅西遺跡は、河内台地から流下する河川によって形成された扇状地上にあり、既往の発掘調査で検出された数条の流路も河内台地を流下していたものと考えられる。このような地形的特徴は一帯の水利にも影響している。三宅西遺跡とその周辺の低地面における水の供給源及び水利施設は、河内台地上の河川が削つてできた谷地形（開析谷）を利用した溜池が主体で、西除川が経由する狭山池の水の利用は補完的だったとみられるのもその一つである。

三宅西遺跡が位置する低地面を北に向かって流下する河川は、河川堆積物によって微高地を形成しながら折々その位置を変え、それに伴って集落景観や土地利用に変化を生じさせてきた。河川堆積物によって形成された微高地上には集落居住域が形成される一方、その周囲の低湿な氾濫原は水田をはじめとする生産地として利用してきた。

他方、当該地域は河内台地・瓜破台地の西縁を南北にはしり、京都と和歌山を結ぶ中高野街道と、奈良と大阪を結んで東西にはしる大津道（長尾街道）や丹比道（竹ノ内街道）、及びそれらの結節点に近い交通の要衝地という地理的な特徴を有し、それが調査地一帯の歴史的経緯にも影響を与えてきた。

次に三宅西遺跡とその周辺の歴史的経緯を概観する。ちなみに今回の調査で出土した遺物のうち、その割合が最も大きかったのは古墳時代から古代であったことから、その時代を中心に歴史的経過を述べたい。

調査地周辺での最も古い生活痕跡として、大和川今池遺跡・瓜破遺跡・長原遺跡で出土した旧石器時代の遺物が挙げられる。また南花田遺跡においては当該期の竪穴遺構が確認されるとともに、包含層から豊富



※ 昭和23(1948)年米軍撮影・昭和36(1961)年国土地理院撮影空中写真を実体視して作成。

『1:3,000地形図』(昭和36[1961]年, 大阪市『大阪市地形図』(昭和36[1961]年, 1:3,000)を使用。

また、図2は、大阪府 [1:5,000地形図] の座標は世界測地系。座標数値はkmで表示。

※低地面 I = 1 内の破線は不明瞭な傾斜変換点。

『三宅西遺跡』 2024の井上原図に加筆

図4 地形分類

な石器が出土している。縄文時代では三宅西遺跡で流路埋土から、縄文時代後期中葉の土器が良好な状態で出土した。それらの土器には摩滅がみられないことから、近辺に当該期の集落の存在が類推されている。大和川今池遺跡では包含層から石鏃や有舌尖頭器・石匙等の当該期の石器が出土している。長原遺跡は近畿地方における縄文時代晚期終末期の指標となる長原式土器の標識遺構として、全国的に著名である。

弥生時代の集落遺跡としては、三宅西遺跡の北側に隣接する瓜破遺跡の存在が先行して知られてきた。ただ近年の発掘調査により、三宅西遺跡や池内遺跡でも当該期の遺構・遺物が検出されており、新たな知見が加えられている。池内遺跡では弥生時代前期中頃の水田や居住域が検出されており、河内平野における弥生時代最古段階の集落検出例として知られる。三宅西遺跡においても遺構は未検出ではあるものの、極めて保存状態の良い弥生時代前期の土器が出土していることから、近くに当該期の集落居住域が存在した可能性が指摘されている。その他にも中期前半の流路と方形周溝墓、30棟以上の竪穴建物からなる集落居住域、後期の水田が検出されている。瓜破遺跡では弥生時代中期の大規模な集落と墓域が確認されている。加えて中国新代に鋳造された貨幣「貨泉」が採集されたことでも有名である。大和川今池遺跡では、前期・後期・後期後半から庄内式期にかけての遺構・遺物が検出されている。

古墳時代になると調査地周辺ではさらに集落遺跡の数が増加する。主な遺跡だけでも大和川今池遺跡・新堂遺跡・三宅遺跡・三宅西遺跡・瓜破北遺跡を挙げることができる。三宅西遺跡では古墳時代中期から後期の居住域や、水田・流路を検出している。大和川今池遺跡では前期及び後期を中心に、竪穴建物や掘立柱建物・井戸・土坑・溝・中期の埋没古墳等が検出された。河内台地上では大塚山古墳や山ノ内古墳が知られる一方、長原古墳群や加美古墳群等の例でみられるような埋没古墳も多数存在したことが類推できる。

古代になると、大津道・丹比道・難波大道等の官道の整備等を通じて、当該地域がより発展する様子をうかがうことができる。三宅西遺跡では沖積リッジ上で古墳時代後期から飛鳥時代の遺構が検出されていることから、微高地上に当該期の居住域の存在が類推できる。大和川今池遺跡では飛鳥時代の掘立柱建物や井戸・土坑、奈良時代の水田が検出されたのに加え、前述の難波大道の遺構が確認されている。難波大道は大阪市中央区法円坂一帯に築かれた難波宮の朱雀大路から直線で大津道や丹比道と連絡する官道である。河合遺跡では飛鳥時代から平安時代にかけての掘立柱建物群や、人工的に作られたとみられる大規模な溝が検出され、多量の土器・木製品・人面墨画土器や人形等の祭祀遺物が出土した。奈良時代の掘立柱建物群はコの字形に配された大型建物や総柱建物を含む7棟からなり、官衙遺跡と考えられている。これらのことからも、調査地とその周辺が古墳時代から古代にかけての時期に、政治的に重要な役割を担った地域であることが類推できる。その要因の一つとして、前述のように当地が古くから交通の要衝であったことが挙げられよう。いまだ位置の特定はされていないものの、当地に反正天皇の丹比柴籬宮の存在が古くから推定されているのもこれらの事象と無関係とは思えない。

池内遺跡では平安時代の屋敷地が検出されており、それは在地有力者の居住地と荘園管理施設と考えられている。三宅西遺跡で検出された南北方向を指向する水路も、平安時代に成立したと考えられることから、当該期に在地の有力者が主導する、水利整備も含めたより広域的な耕地開発が行われたことが類推できる。

以上のように当該地域では、古来より活発な人的活動の痕跡をとらえることができる。

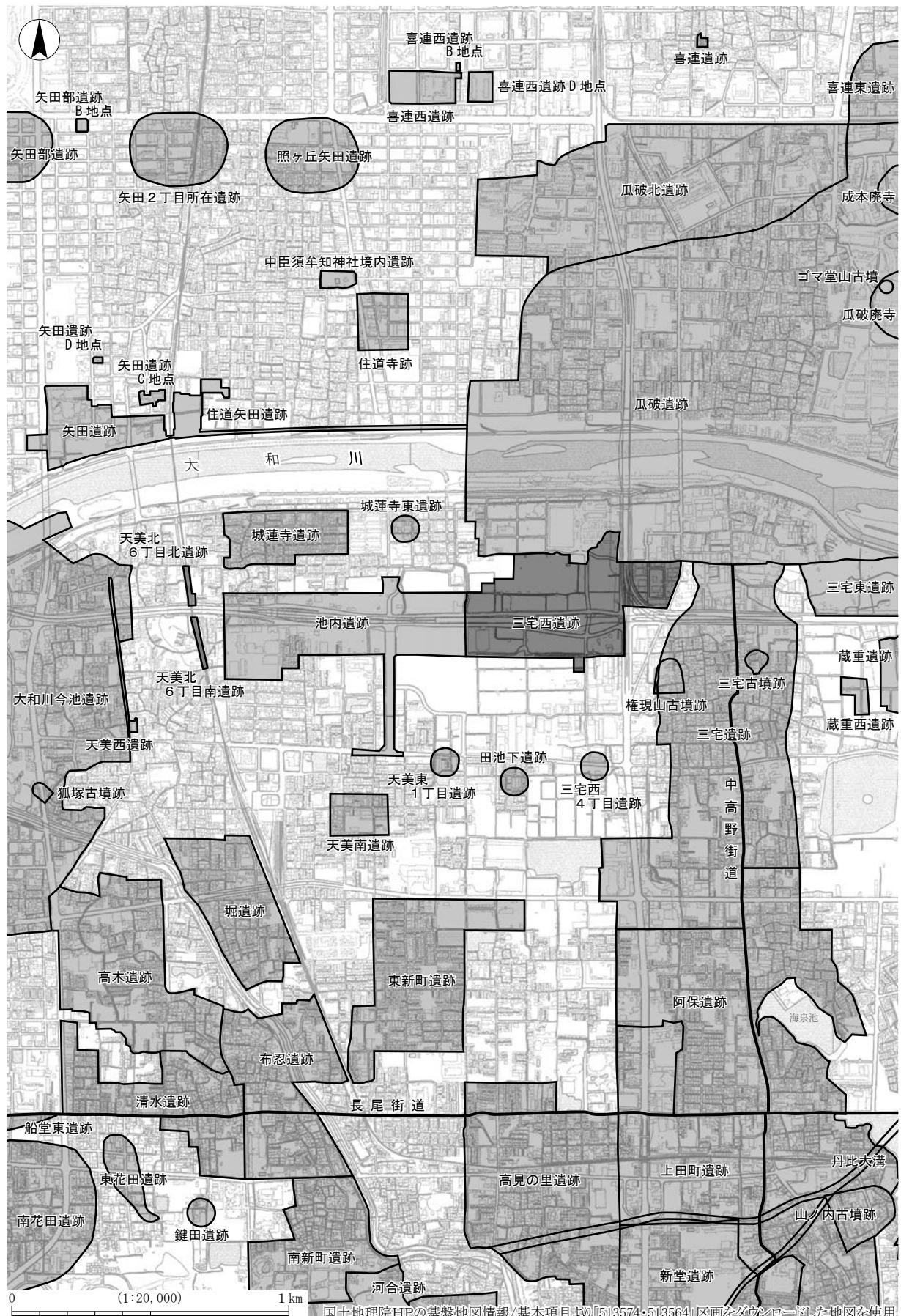


図5 三宅西遺跡と周辺の遺跡

第4章 基本層序

当遺跡では阪神高速道路大和川線建設に伴う発掘調査（04－1～3調査地）以降、遺跡全体をカバーする標準層序の構築が試みられている。調査担当者間で標準層序を共有しながら発掘調査をすすめることは、遺跡の形成過程や土地利用の変遷をとらえるうえで極めて重要な意味をもつ。ただ一つの調査区の中で同一ととらえられる層であっても、層相が側方に向けて変化することは珍しいことではなく、局所的な堆積物が存在することも多い。また同じ層準が遺跡全体に均一な厚みで堆積しているわけではなく、ある調査区では安定してみられた層が、すぐ隣の調査区では全くみられないということもある。

さらに調査年及び年次が後になるほど情報の蓄積がすすみ、既往の調査成果と照らして矛盾が生じたり、層序の細分化がすすむ傾向が生じる。三宅西遺跡は遺跡範囲が広く、周囲の川からの堆積活動や人的改変が頻繁に生じている遺跡である。それゆえ何を基準として層準をとらえるのか、従来の標準層序との関連性をどのようにとらえるのかを検討することは、発掘調査における重要課題の一つである。

その合理的な解決策は既往の調査成果で、今回の調査箇所に最も近く、かつ最新の発掘調査成果を参考にすることである。近接する調査地点間での基本層序の整合性をはかることは、全体的な標準層序を構築するにあたっての必要条件でもある。

今回の調査地ではほとんどの古土壤層・作土層上面が上位層準段階の耕作によって削られており、上面が氾濫堆積物で覆われて残存する部分はわずかだった。旧地表面が氾濫堆積物や盛土で覆われて保存されている状態で残っている場合、その上面で検出した遺構は「上面検出遺構」と分類できる。「下面遺構」は作土層・古土壤層の形成期間中に形成・埋没した遺構で、上層の下面に形成され、埋土にその作土層・古土壤層起源のブロック土を多く含む。今回の調査で検出されたピット・土坑は若干の例外はあるものの、おおむね検出面を覆う土層の「下面遺構」ととらえられるものだった。

一方、作土層・古土壤層（X層）が上位の古土壤・作土層（Y層）に直接覆われている場合、Y層を除去して検出した溝・土坑等にY層とは異なる堆積物（埋土Z）で埋積されているものが含まれる場合があり、今回の調査でも若干含まれていた。このような遺構は「Y層基底面遺構」と分類される。このような遺構が生じる可能性として、本来X層を覆っていたZ層が削剥されて残存しなかったことが考えられる。また作土層・古土壤が氾濫堆積物を挟むことなく累重する場合には、同一の面で検出した遺構の中に、複数の層準に関連する遺構が同時に検出されることもある。このような点からも遺構の評価にあたっては、標準層序を確立・把握したうえで、遺構埋土をその中に位置づける必要がある。

ここでは今回の調査範囲の南辺に沿って設けられている水路の設置工事に先立っておこなわれた、三宅西遺跡（調査名:D 2-1-2）VII区の発掘調査成果がそれにあたる。そのため今回の発掘調査は『三宅西遺跡』（井上編 2024）に示されているVII区の基本層序を参考に進めた。また調査の過程で松原市教育委員会文化財課の担当者と井上に土層断面を実見してもらいながら、これまでの調査成果との比較・検討を試みた。結論からいうと今回の調査区における層序は、層厚や堆積状況に異なる部分はあるものの、基本的にVII区の標準層序と矛盾をきたすことなく、その範疇でとらえることができた。

三宅西遺跡標準層序は岩相層序の考え方方にしたがって区分されている。地層名は広域に対応する総称としてアラビア数字の呼称（例：第7層）を用いる。前述したように発掘調査の進展に伴い、同一の層が細分される場合は、アラビア数字の後に小文字アルファベットを添えて示し（例：第7a層）、さらにそれが細分さ

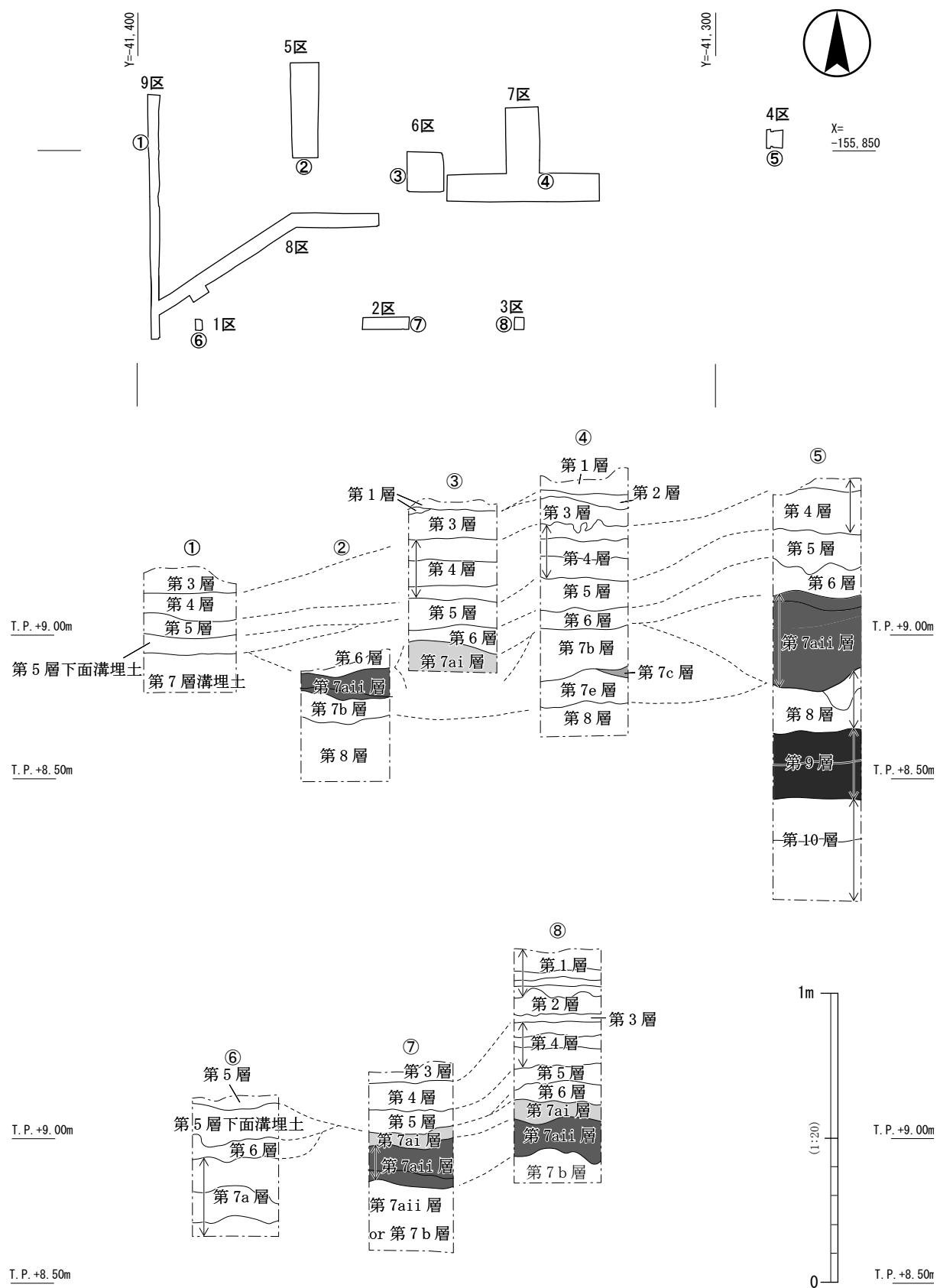


図6 土層柱状断面

れる場合は、小文字ローマ数字を付して示す（例：第7a*i*層）。

次に、今回の調査範囲でとらえた標準層序について述べる。第2章でも述べたように、近年の造成工事の際の削平が第3層以下に及んでいる部分があった。その一方で、掘削限界深度が浅い箇所もあった。したがって、すべての調査区で第1層以下の標準層序を確認したわけではない。他方、第8層以下の堆積状況は4区と5区の断面観察のみで確認できたもので、確認箇所は限定的である。なお個別の調査区における層序の検出状況は次章で詳述しているのでそちらを参照されたい。

第1層 近代～現代の作土層で、表土である。造成工事前の削平により、調査区全域で残存したわけではないが、残りの良いところでは土質や土壤化の度合いにより2～4層に細分した。土質は概して南から北に向けて層中に含まれる砂粒が若干大きくなるとともに、その含有量が増え、粘性が弱まる傾向がみられた。
5Y5/1 灰色 若干粗砂が混じるシルト混粘質細砂で、その下層に攪乱を受けてシルト混粘質細砂がブロック状を呈する部分がある。またその下位には、2.5Y5/2～7.5Y5/1 暗灰黄色～灰色 シルト混粘質細砂～中砂混砂質細砂に灰白色の砂質細砂ブロックが混入する箇所があり、客土と考えられる。

第2層 近世の作土層である。おそらく2層に細分されるとみられ、下層は床土とみられるが、いずれかのみが残存する箇所もあった。上層の土質は2.5Y6/1 黄灰色～7.5Y7/1 灰白色 粗砂混粘質細～中砂で、下層は10YR6/3 にぶい黄橙色 細砂混粘質シルトである。土質は概して南から北に向けて、層中に含まれる砂粒の含有量が増え、粘性が弱まる傾向がみられた。

第3層 出土遺物は中世の土器が主体を占めるが、近世の磁器もわずかに含むことから、近世の作土層ととらえた。層厚は概して薄く、おおむね1層からなるが、2層に細分できるところもあった。上層は10YR6/2 灰黄褐色 若干粗砂を含むシルト混砂質細砂、下層は2.5Y7/1 灰白色 微砂混粘質細砂で、灰白色の砂質微砂ブロックを含む。

第4層 中世の作土層である。ほぼ全域で分布が認められるが、調査区により層厚に差があり、北ないし西に向けて厚くなる傾向がみられる。一方、層中に含まれる砂粒は東に向けて若干粒径が大きくなる傾向がみられた。おおむね3層に細分でき、10YR6/3 にぶい黄橙色 シルト混粘質微～細砂、10YR7/3 にぶい黄橙色 細砂混粘質シルト、2.5Y7/3 浅黄色 微砂混粘質シルトからなる。

第5層 中世の作土層である。北に向けて徐々に薄くなる傾向がみられたが、調査区のほぼ全域で存在することを確認した。おおむね单層だったが、9区では2層に細分した。土質は10YR7/1 灰白色 細～中砂混粘質シルトである。

VII区ではこの層準の下面に帰属する溝と思われる遺構埋土が調査区のほぼ全域にわたって存在することが土層断面で確認されている（第5層下面溝）。その幅が調査区の幅を越えていたことから全貌は不明だが、幅が2m以上で深さが約0.2～0.4mの東西方向に伸びる溝と想定されている。この遺構の埋土が今回の調査範囲でも認められたが概して薄かったことから、より溝の肩に近い部分にあたると考えられる。またその埋土が3区・4区・6区・7区では認められず、調査範囲の南西角から西寄りの部分に偏在する傾向を認めた。

第6層 中世～古代の作土層とみられる。VII区ではこの層準は大半が第5層下面の溝によって削平され、局所的に残存する状態だった。今回の調査範囲ではほぼ全域で存在が確認でき、第7層上面をとらえる際のてがかりとした。10YR6/3 にぶい黄橙色 微～細砂混粘質シルトで、東及び北に向けて層中に含まれる砂粒が若干大きくなる傾向がみられた。土壤化がすすみ全体的に均質であることから、作土層と考えられる。

第7層 おおむね調査範囲の全域で存在を認めたが、掘削限界の高さの違い等から第8層まで掘り抜いた

箇所は限られており、第7層の細分が調査範囲全体を通じてどのようにできるかは現時点で不明である。ただ、少なくとも第7a層はほぼ全域でとらえることができた。

今回の調査範囲において、第7a層はおおむね第7aii層が主体を占めると考えられる。第7ai層は認められたものの、土層断面でとらえられたのは2区・3区・8区と部分的だった。ただ、土層断面では第7ai層がみられない5区で、第7aii層上面で検出した遺構(S010)の埋土が第7ai層に類似する例があった。このことから土層断面で確認できなかった調査区においても、もとから存在しないのではなく、第6層の形成段階で削平された可能性が類推できる。第7ai層は10YR7/2にぶい黄橙色微～細砂混粘質シルトもしくはシルト混粘質細～中砂で、場所により層中に含まれる砂粒の粒径が若干異なる傾向がみられた。第7層を第8層まで掘り抜いた箇所では、第7aii層より下層を4層に細分(第7b～第7e層)した部分もある。

第7aii層は全ての調査区で認めたが、層厚は南から北に向けて徐々に薄くなる一方で、層中に含まれる砂粒は東に向けて粒径が大きくなるとともに、含有量が増す傾向を認めた。1～5区では2層に細分でき、上部は10YR6/2灰黄褐色微～細砂混粘質シルト、下部は2.5Y5/2暗灰黄色粗砂混粘質細～中砂で搅乱を受けて灰黄褐色のシルトがブロック状に含まれる。

第7b層は極めて薄くかつ部分的な残存状況だったが、周辺の調査成果を勘案すると氾濫堆積層とみられる。その存在を明確にとらえることができたのは5区・7区・8区で、それ以外の調査区では存在しないか、下層との比較ができないため断定できないかのいずれかである。土質は2.5Y7/1灰白色小礫混粘質中～粗砂で、場所により含まれる砂粒の粒径が異なる傾向がみられた。

第7c層は4区・5区・7区等、掘削限界が深い調査区を中心に部分的に検出した。第7d層・第7e層は7区で側溝を深掘りした箇所等、限られた範囲でのみ確認した。土質は第7c層が10YR7/2にぶい黄橙色微～細砂混粘質シルト、第7d層が10YR5/1褐灰色微～細砂混粘質シルト、第7e層が2.5Y3/1黒褐色微砂混粘質細～中砂である。

第7層は今回の調査においては最も遺物の出土量が多く、その中でも第7aii層に最も多くの遺物が含まれ、第7b層がそれに次ぐ。各層からの遺物の出土状況は次節で詳述するが、出土遺物には細片が多い。なお、今回の調査で遺物を検出したのが第7b層までなのは、もともとの遺物の含有量が下層になるにしたがって少なくなるのに加え、掘削限界が第7c層上面までという場合が主体だったため、それより下層は掘削範囲が極めて限られることにも起因するとみられる。

第8層 5区・7区の北端部と、4区でのみ認めた。単層で2.5Y6/1黄灰色細～中砂混粘質シルトである。遺物は検出しなかった。

第9層 5区の北端部と、4区でのみ検出した。2層に細分され、上層は5B4/1暗青灰色細砂混粘質シルト、下層はN3/0暗灰色微砂混粘質シルトで、乾痕状の亀裂がみられた。遺物は検出しなかった。

第10層 5区の北端部と、4区でのみ検出した。2層に細分され、上層は2.5Y6/1黄灰色シルト混粘質細砂で、下層は5Y6/1灰色シルト混砂質微砂で灰色の粘質微砂ブロックを含んでいた。遺物は検出しなかった。

第5章 遺構と遺物

第1節 1区

近年の造成に伴う削平が第5層まで及び、深いところでは第6層まで達していた。したがって機械掘削終了段階では第5層が部分的に残存する状況だった。第5層と第5層下面溝埋土を人力掘削し、第6層上面で遺構検出をしたところ、S001を検出した（図1）。第6層上面を検出した段階で掘削限界にいたったため、当調査区で調査した遺構面はこの面のみである。S001の埋土はその検出面を覆っていた第5層下面溝埋土に類似することから、その堆積時に同時に埋まつた可能性がある。

第6層上面を精査している際、陶器・染付・土師器を検出した。また下層の堆積状況を確認するため側溝を掘削した際、第6層から瓦器が出土した。いずれも細片で図化はできなかったが、第6層上面の形成時期は中世を上限、近世を下限とする時期ということができる。ただ、近年の造成に伴う削平が第6層まで達していたことを勘案すると、下限時期の根拠とした遺物が混入品である可能性は否定できない。これに加えて既往の調査成果も勘案すると、第6層の帰属時期は中世の可能性が高いと考えられる。

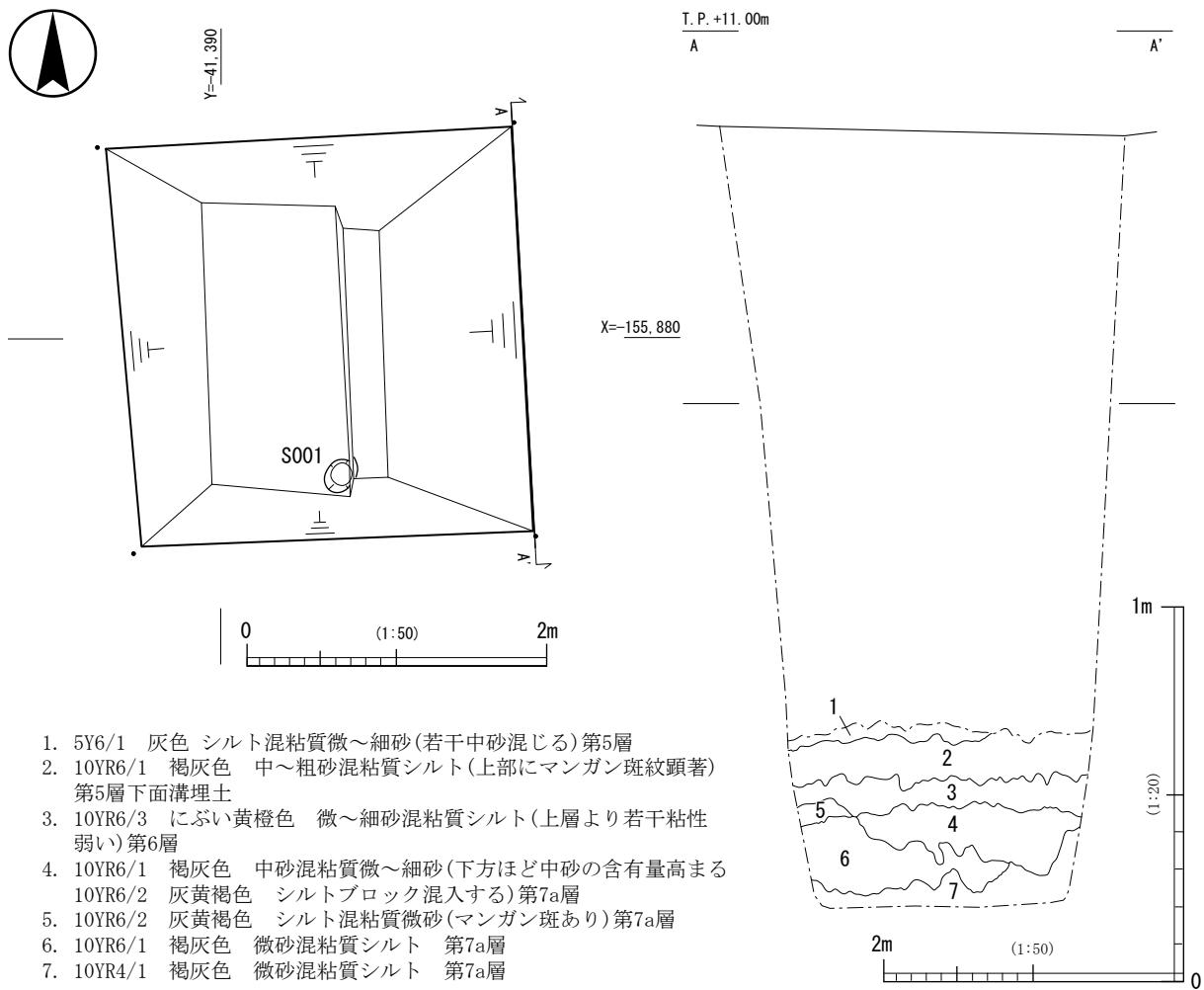


図7 1区平面・土層断面

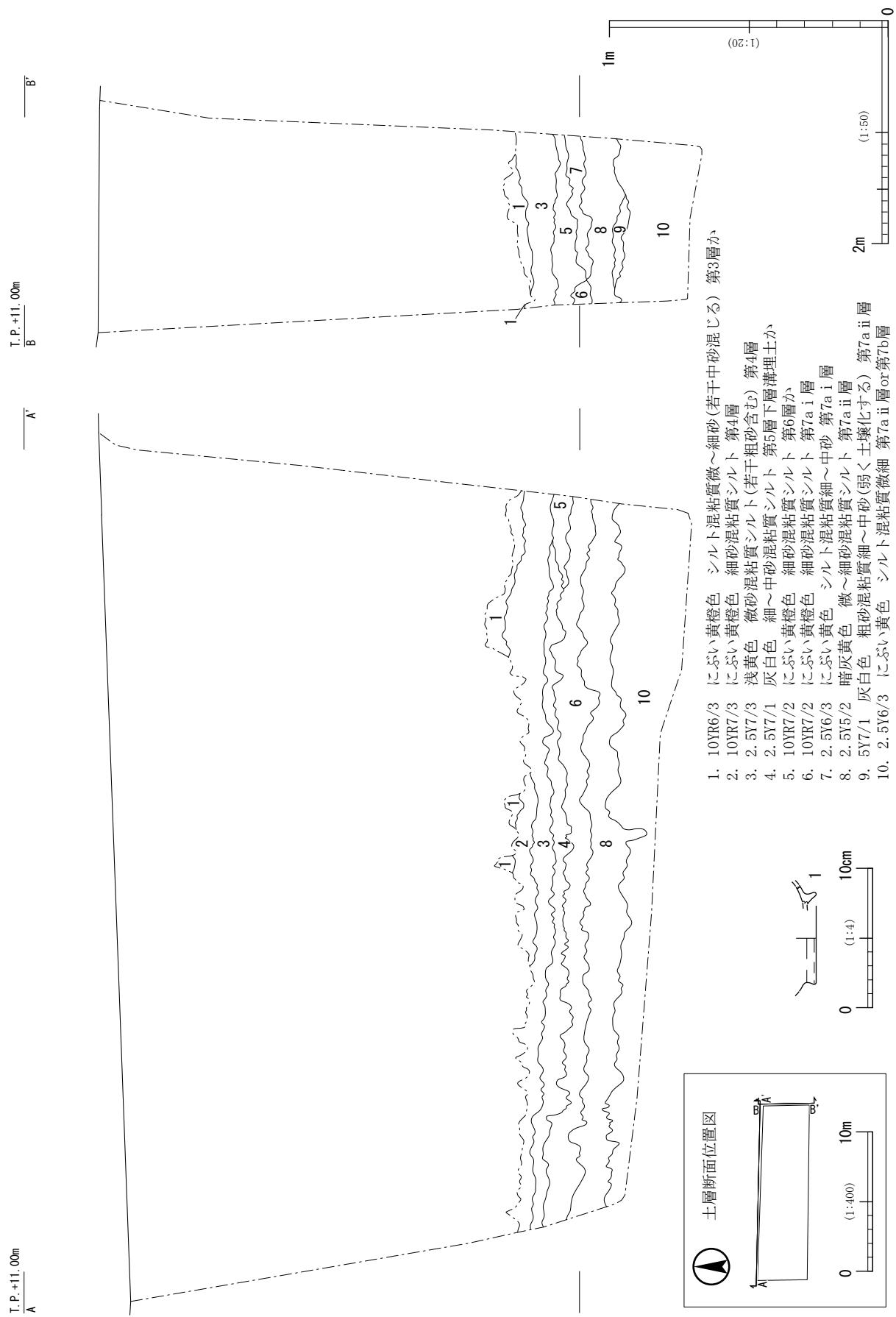


図8 2区土層断面・出土遺物実測

第2節 2区

近年の造成に伴う削平が第2層まで及び、深いところでは第4層に達していた。したがって、機械掘削終了段階では第3層・4層が部分的に残存する状況だった。また当調査区では標準層序の第5層は認められず、第5層下面溝埋土とみられる層が部分的に存在していた。

第3層・第4層・第5層下面溝埋土を層ごとに人力掘削した後、順次遺構面を精査して遺構検出を試みた。第5層までの残存範囲が限られていたため、遺構面として面的にとらえることができたのは第6層上面と第7a i層上面・7a ii層上面の3面である。各面で遺構は検出しなかった（図8）。

第7a ii層以下の堆積状況は側溝掘削で確認することを試みたが、当調査区における第7層の層厚が厚かったため、第8層にはいたらなかった。下層との比較ができなかったため、第7層を細分した層がいずれに属するかについては、判別しづらい部分があった。

第5層で土師器・須恵器・瓦器椀、第7a i層で土師器・須恵器、第7a ii層で土師器・須恵器を検出した。出土した土器はいずれも細片で、それらをもって時期判別するのは難しいが、他の調査区においても第5層から近世遺物が出土していないことからみて、第5層の帰属時期は中世に属するととらえられる。

図8-1の瓦器椀は高台のみのため帰属時期を断定するのは難しいが、貼り付け高台に比較的高さがあり、復元高台径が6cmを越える点からみて、11世紀後半から12世紀前半の時期に比定できる可能性が高いと考える。摩滅が著しいことから、耕作の際に下層に含まれていたものが混入した可能性もあり、これをもって第5層の形成時期を判断するのは難しいと考える。

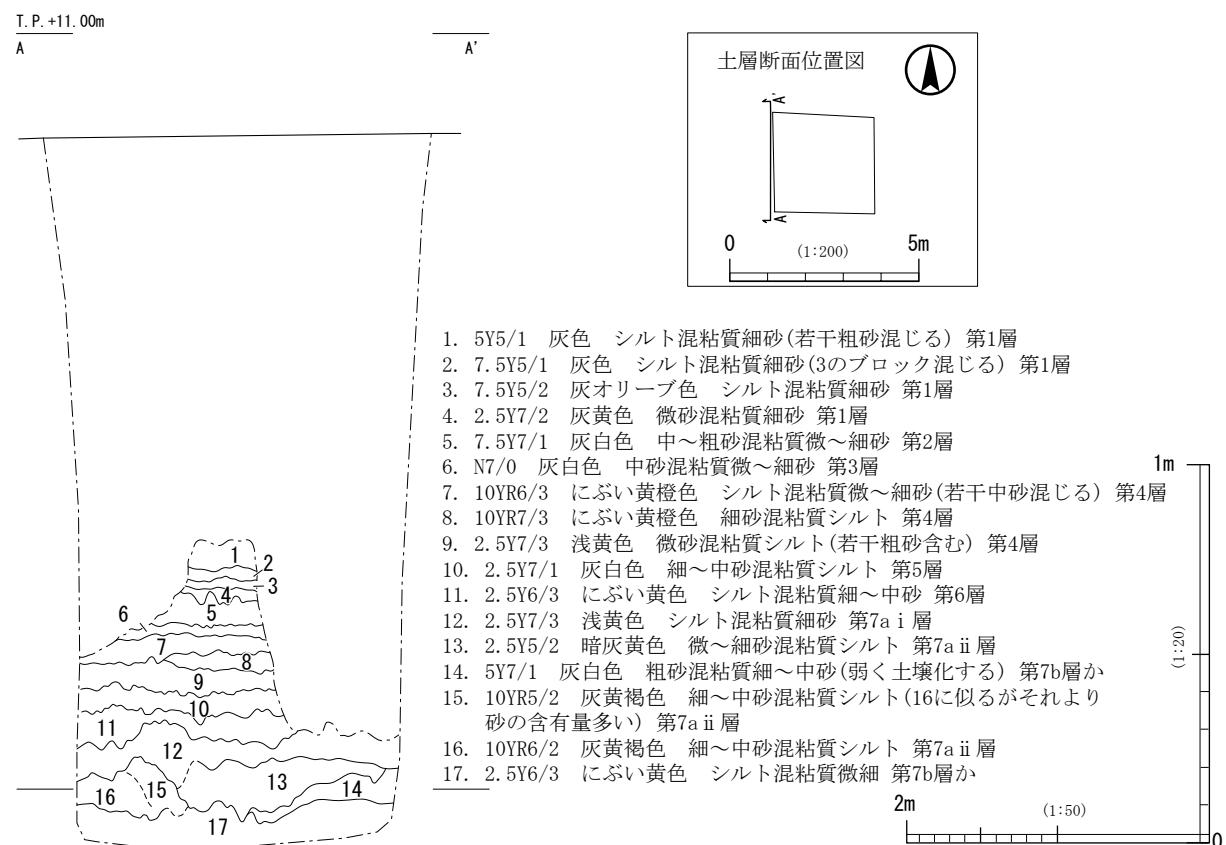


図9 3区土層断面

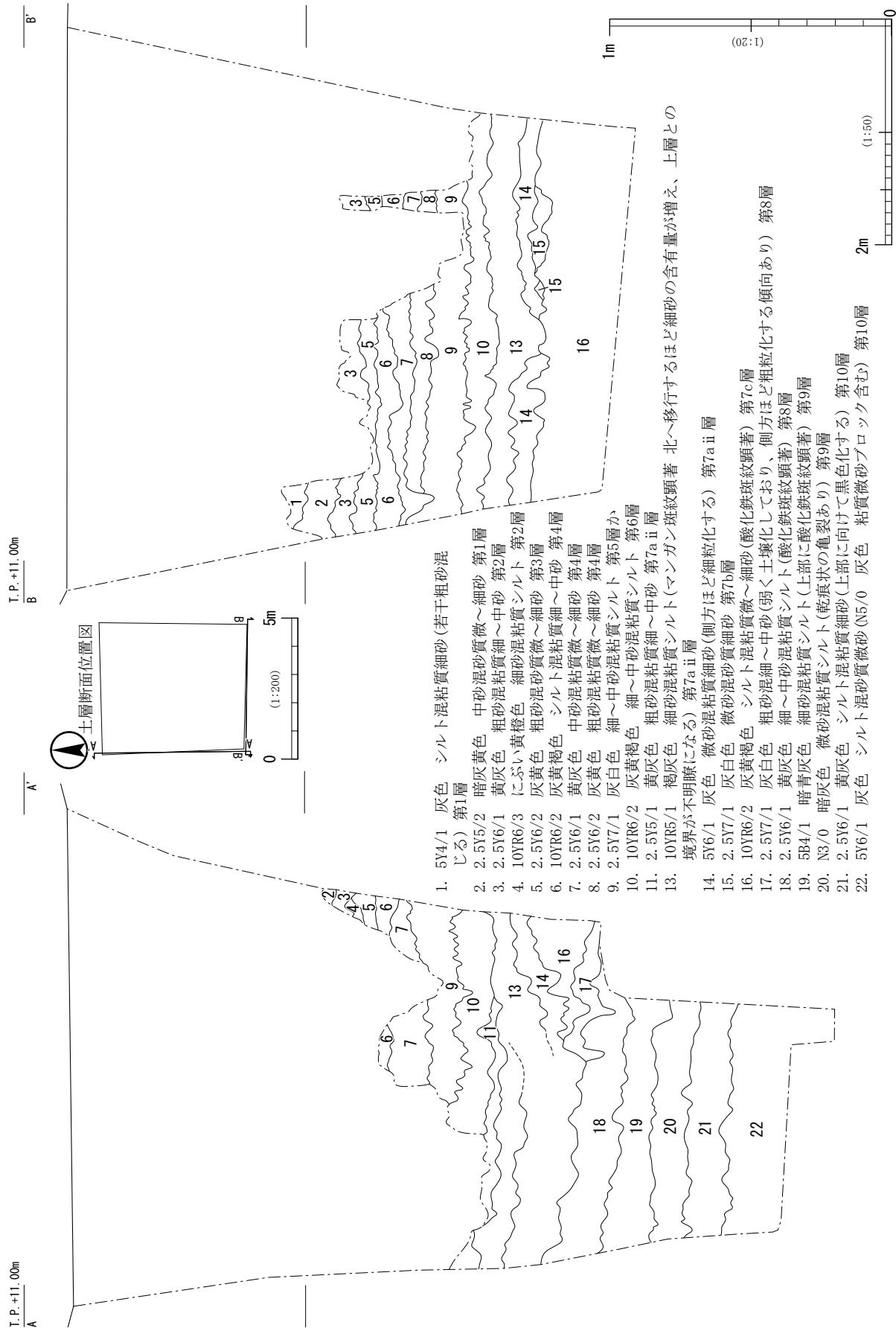


図10 4区土層断面

第3節 3区

近年の造成に伴う削平深度が一定せず、表土が残っている部分があった一方、深い所では第6層まで削平が及んでいた。確実に近世以降の時期と判断される第1層・第2層は機械掘削し、第3層以下を人力掘削した（図9）。

概して第4層までの残存状況は良くなかったため、遺構面として面的にとらえることができたのは第5層上面と第6層上面の2面である。各遺構面で遺構は検出せず、第6層上面検出段階で掘削限界に達した。第6層以下の堆積状況は側溝掘削で確認することを試みたが、第7層が厚かったため第8層にはいたらなかった。下層との比較ができなかったため、第7層の細分層の属性においては、判別しづらい部分があった。

当調査区では標準層序の第1層から第7層の堆積状況をとらえることができたとともに、出土遺物から第5層以下の帰属時期の概要をとらえることができた。

出土遺物はいずれも細片で図化できるものはなかったが、第2層から近世の陶器、第5層から瓦器、第6層から土師器と、壺もしくは器台の可能性がある須恵器、第7層から須恵器と煮沸具とみられる土師器が出土した。当調査区での遺物の出土状況から第5層には中世、第6層には中世から古代、第7層には古代から古墳時代の遺物が含まれることがわかるが、これは既往の調査成果や、他の調査区における遺物の出土状況とも矛盾しない。

第4節 4区

近年の造成に伴う削平深度が一定せず、表土が残っている部分があった一方、深い所では第6層まで削平が及んでいた。標準層序第1層から第5層は土層断面ではとらえることができたが、それらの残存状況が極めて局所的だったため、遺構面として面的にとらえることができたのは第6層以下である。機械掘削終了面である第6層検出面を第1面としたが、第6層の上部もかなり削平を受けた状態とみられる（図10）。

4区は他の調査区よりも掘削限界が深かったため、側溝部分も含めて標準層序第10層まで掘削した。第6層以下においては土質が変わることに層境を精査して遺構検出を試みた。遺構面と基盤層との対応関係は第1面が機械掘削終了面で、上部が削り込まれた第6層を基盤層とする面、第2面は第7層上面、第3面は第8層上面、第4面は第9-1層上面、第5面は第9-2層上面、第6面は第10-1層上面、第7面は第10-2層上面である。このように第9層・第10層はそれぞれ2枚に細分して調査した。

各遺構面で遺構は検出しなかったが、標準層序の第1層から第10層の堆積状況をとらえることができたとともに、第7層より下層の状況を明確にとらえ得た。

出土遺物は微量で、第5層から土師器が1点出土したのみだったことから、当調査区は集落縁辺部にあたるとみられる。先述の土器は微細なため図化できなかったが、形態的な特徴から古代の坏かと思われる。

第5節 5区

近年の造成に伴う削平が一定せず、表土が残っている部分があった一方、深い所では第7層まで削平が及んでいた。機械掘削終了段階では、層の上部をかなり削平された第5層が局所的に残り、それ以外では第6層以下が露出している状況だった。そのため機械掘削終了後、第5層を人力掘削して検出した第6層上面を第1面とした。ただ第6層の残存範囲も部分的で、それ以外は近年の造成の際に削平されたと考えら

T.P.+10.40m
A ————— B

T.P.+10.40m
A ————— B

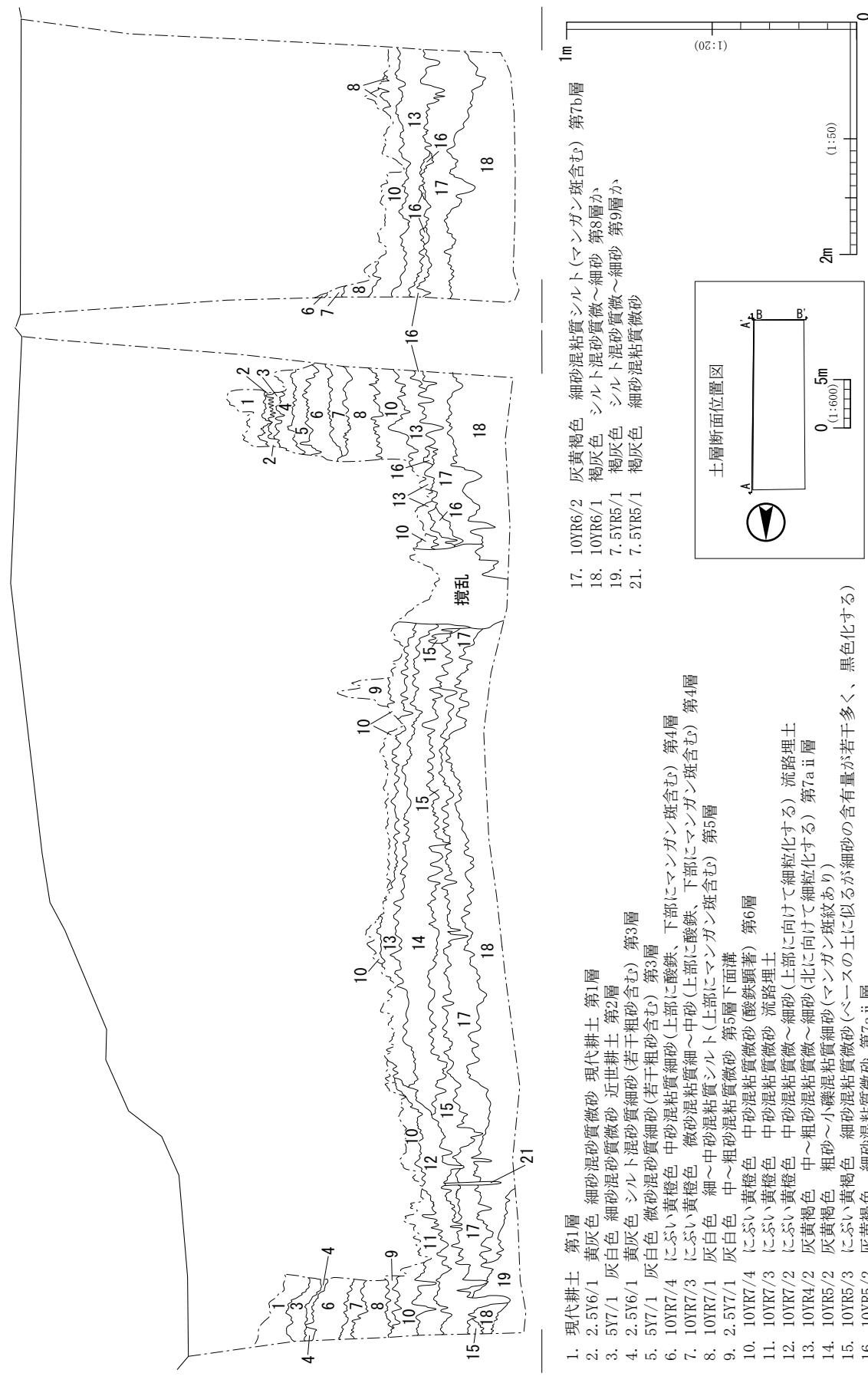


図 11 5区土層断面

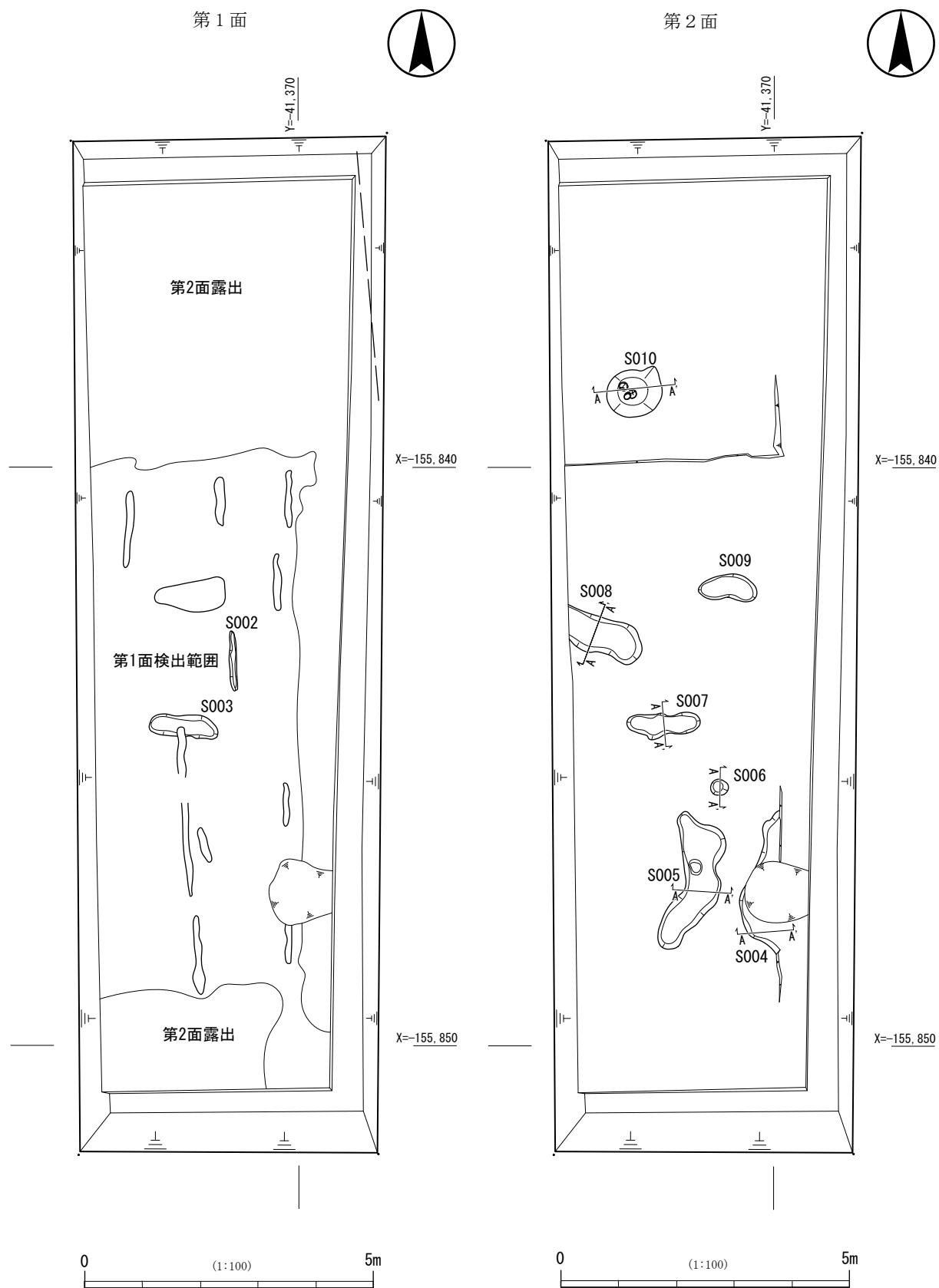


図12 5区平面1

れる。したがって遺構面が全面的に調査できたのは第7層以下である（図11）。

当調査区では部分的にではあるが、側溝掘削部分で第7層より下層の状況をとらえることができた。調査区北西寄りの部分へ向けては第8層とみられる層が薄くなり、明らかにその下層に属する暗色帯と、さらにその下層をとらえた。つまり第8層から第10層の形成段階ではその部分は北に向けて高まる状況が見て取れる。それはおそらく南北方向に細長い形状の微高地の縁辺部にあたっており、第7層の形成過程でその東縁に第7層がより厚く堆積することで微高地が東に向けて拡大したととらえられる。このように当調査区では微高地にあたるとみられる部分では、側溝の断面で第10層までを確認することができた。

遺構面と基盤層との対応関係は第1面が第6層上面、第2面は第7a*ii*層上面、第3面が第7c層上面、第4面が第8層から第10層を基盤層とする。なお側溝掘削箇所にあたっていたため面的な調査はできなかつたが、おそらく第6層下面遺構とみられる南北方向の流路が調査区の北東角をかすめるように存在したことが土層断面の観察によりわかった（図12－左の破線位置）。各面での遺構の検出状況と遺構の詳細は次の通りである。

第1面では耕作痕とみられる溝及び土坑を検出した（図12）。それらはおおむね南北方向を指向するが、東西方向を指向するものがわずかに含まれる。子細に見ると東西方向の遺構が南北方向のものに切られてい状況がみられた。この面で検出した遺構埋土はいずれも灰白色で、土質は細～中砂混粘質シルト（S002）か中～粗砂混粘質微砂（S003）と若干の違いはあるものの、第5層に類似することからそれらは第5層形成段階に成立したと考えられる。これにより第5層形成段階以降、おそらく今回の調査範囲は耕作地として利用されたと考えられる。

第1面を覆う第5層から須恵器・土師器が出土した。図16－2は坏身の底部で内面が滑らかであることから、硯に転用された可能性がある。8世紀後半から9世紀代のものとみられる。図16－3は古墳時代後期の坏蓋で、天井部外面に平行する2本の沈線らしきものがみられるが、残存部がわずかなため意図的に

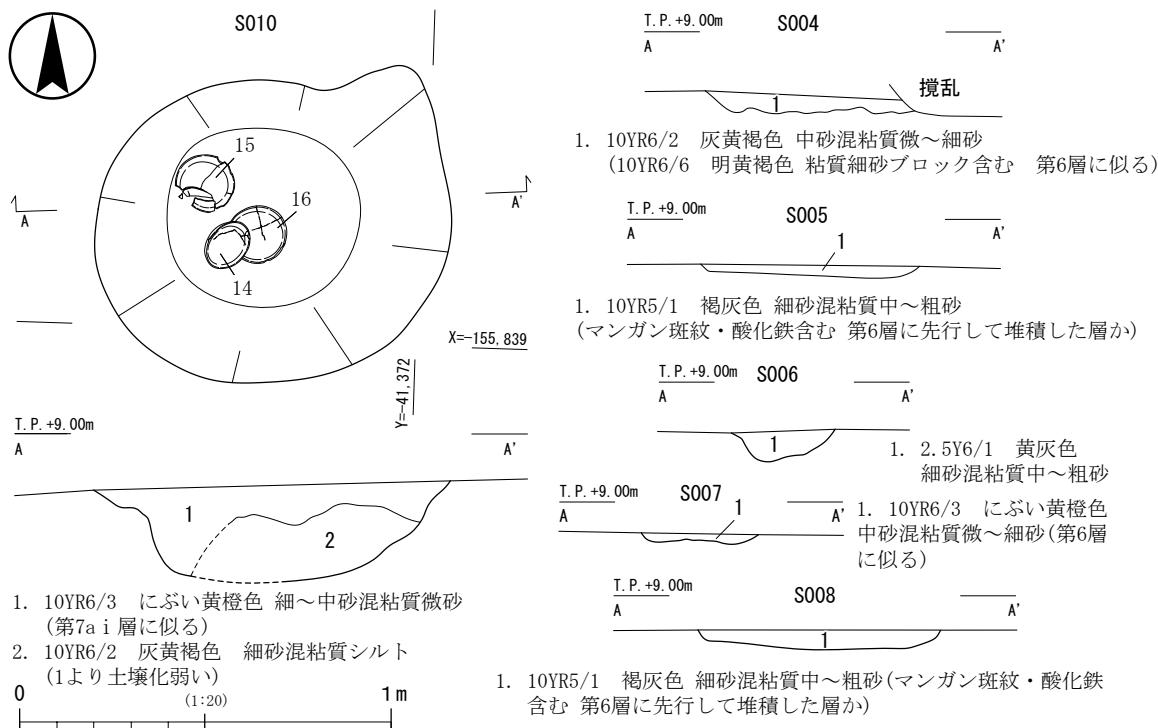


図13 5区遺構平面・断面

つけられたものかどうかは断定できない。図 16-4・5 は古墳時代後期の壺身、図 16-6 は壺の体部上半で、体部最大径の箇所に波状紋が付されている。古墳時代中期のものとみられる。なお土師器には皿とみられるものが含まれていたが、いずれも細片で図化できなかった。第 1 面検出遺構埋土から遺物は出土しなかった。図 16-7・8 は第 1 面の精査時に出土したもので、7 が甕の頸部とみられ、凸帯の下に波状紋が付されている。8 は土師器煮沸具の把手である。いずれも古墳時代中期のものとみられる。図 16-9～11 は第 1 面基盤層の第 6 層から出土した遺物である。9 は土師器甕の口縁部、10 は古代の土師器壺の口縁部、11 は凹面に布目と摸骨痕・凸面に縄目タタキがみられる古代平瓦の破片である。出土遺物はいずれも細片で摩滅が著しかった。以上、当調査区における遺物の出土状況のみでは把握しづらいが、他の調査区や既往の調査成果を勘案すると、第 1 面は中世に形成された遺構面と考えられる。

第 2 面では土坑・ピットを検出した（図 12・13）。土坑には円形のものと不整形のものがある。遺構埋土は後述する S010 を除き、第 6 層下面遺構ととらえられる S004・S006・S007・S009 とそれ以外のものとに分けられる。S005・S008 の埋土は第 6 層とは異なっており、それらに先行して形成されたものの可能性がある。

一方、S010 埋土には上層や基盤層のブロック土が含まれなかったことから、人為的に埋められたものではないとみられ、その土質は第 7a i 層に類似する。当調査区では土層断面において第 7a i 層を認めながら、元々それが堆積していなかったわけではなく、後世の耕作や造成に伴って削平されたと考えられる。その削平深度が S010 の底部までおよばなかったため、その埋土である第 7a i 層が残存したとみられる。S010 の底部に近いところからほぼ完形の土師器壺（図 16-14～16）が出土した。出土状況からみてそれらは意図的に埋納されたものではなく、第 7a i 層の堆積過程で土坑内に流入したものと考えられる。したがってこれらの遺物は第 7a i 層の形成時期を示すとともに、第 2 面及び S010 の形成時期の下限を示すものととらえることができる。

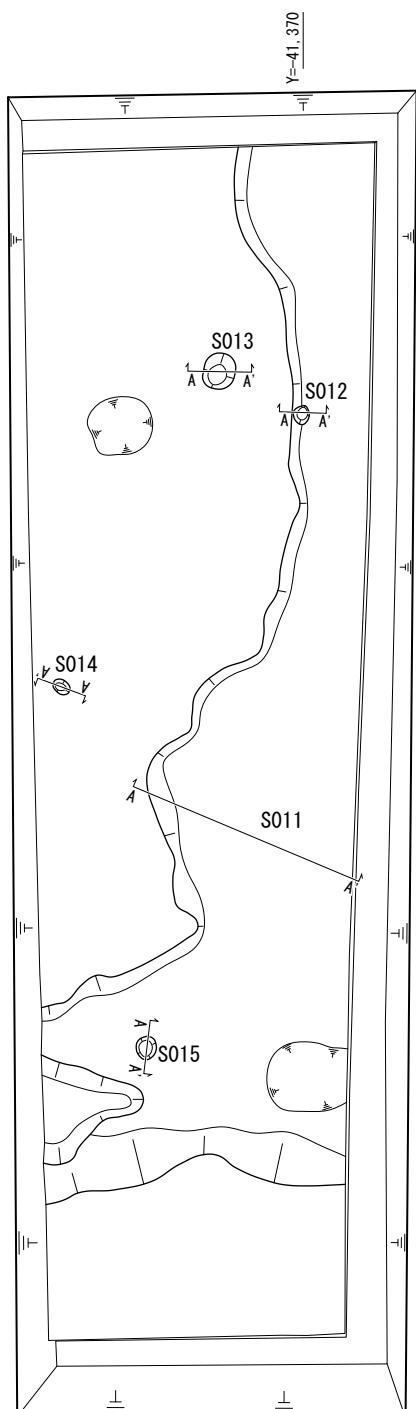
このように第 2 面で検出した遺構は同時期に形成されたものではないとみられる。基本層序からみて S010 が第 6 層下面遺構に先行する時期（第 7a i 層堆積以前）に形成されたのは明らかだが、出土遺物からそれぞれの時期的な属性を検討したい。

図 16-12・13 はいずれも S004 出土遺物で 12 は 9 世紀代の壺蓋、13 は白磁の口縁部である。後者は細片のため断定することは難しいが、11 世紀後半から 12 世紀前半の時期に含まれると考える。S006・S007・S009 の埋土から土師器、S005・S008 の埋土から土師器・須恵器が出土した。これらはほとんどが細片で、図化できたのは S008 出土の 17 のみである。17 は壺もしくは甕の頸部で、2 本の凸帯の下に波状紋が付されている、古墳時代中期から後期にかけての時期のものとみられる。S010 出土の 14～16 は土師器の壺で、口径が若干小さい 15 の器高が他より高く、口径がほぼ同じである 14・16 の器高が低いという形態的な若干の違いはあるものの、8 世紀中頃に帰属すると考える。

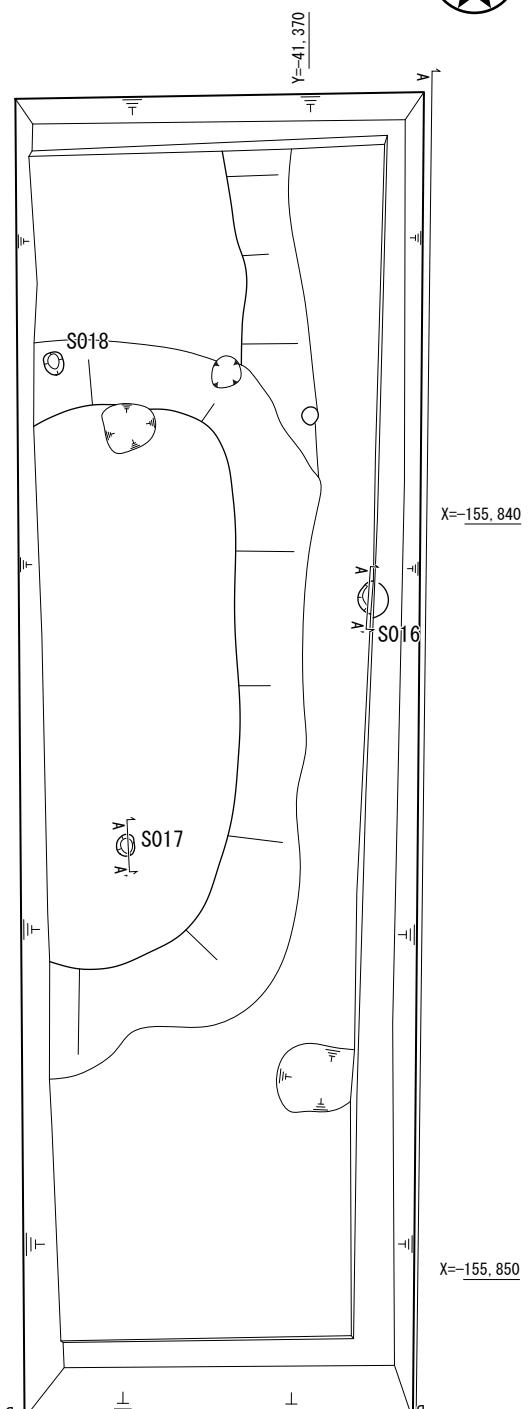
S005・S008 と S010 の前後関係については S008 出土遺物の方が古い時期のものを含むものの、出土遺物が総じて細片で摩滅していることから二次的に混入した可能性も高く、これのみで判断することはできない。ただ、第 6 層下面遺構とした S004 出土遺物に、それ以外のカテゴリーの遺構より新しい時期の遺物が含まれていることは、層位的な関係から推測される前後関係と矛盾しない。

次に第 2 面の基盤層である第 7a ii 層からの遺物の出土状況（図 16-18～30）を述べる。当調査区で最も遺物の出土量が多かったのが第 7a ii 層で、特に S011 埋土上面に近くなるにつれて遺物が多くなる傾向がみられた。この層に含まれる遺物の時期は古代から弥生時代で種類も多岐にわたるが、古代と古墳時

第3面



第4面



0 (1:100) 5m

0 (1:100) 5m

図14 5区平面2

代のものが大半を占め、その中でも両者の比率はおおむね半々という印象を受けた。18は土師器煮沸具の把手で、外面にオサエ及び強いナデを施す。古墳時代中期のものとみられる。19は口縁部がわずかに残存していたことから、もとは壺状の形態の土師器ととらえられる。内外面を金属滓とみられる光沢を帯びた金属性物質で覆われており、坩堝ないし取鍋の破片とみられる。残存部位が限られるため、その帰属時期は不明である。

20・21・26・29は壺身で、古墳時代中期から後期に含まれる。21は底部外面に沈線で直線が1条付されている。22は上下を2条の凸帯で画された部分に波状紋を付しており、器台の脚部とみられるが残存部位がわずかなため断定できない。23は土師器煮沸具の把手で古墳時代後期のもの、24・25は弥生土器とみられるが摩滅が著しく内外面の調整は不明である。27は土師器高壺で、脚部は粘土の接合面で剥離している。28は土師器壺で8世紀代のものとみられる。30は壺蓋で古墳時代後期のものとみられ、被熱により全体的に赤変する。

上記のような遺物の出土状況から第2面は、中世初頭から古代末葉を下限とし、古墳時代中期を上限とする時期に形成された遺構面ととらえることができる。第6層下面遺構を除外してみると当調査区は、古代に南北方向に細長く存在したことが類推されている微高地の、東縁部にあたると考えられる。またS010を検出したことによりその微高地上に、奈良時代の集落居住域が存在した可能性をとらえることができる。ただ全体的に遺構密度が低いことから、当調査区はその時期の集落居住域の縁辺部にあたると考えられる。

第3面では流路状の落込み(S011)とピットを検出した(図14・15)。S011の埋土は標準層序の第7b層に類似する。埋土は砂粒の淘汰がすんでおらずラミナ構造が明瞭に認められない。既往の調査成果も照応すると氾濫堆積物の可能性があり、元々は調査区全域に堆積していた第7b層が第7aii層の形成段階に削平され、第7c層上面が落込んでいる部分でのみ残存したもの可能性がある。S011の底面等で検出したS012・S015埋土は、S011埋土に比べて粒度がやや小さい傾向がみられるものの類似性が認められ

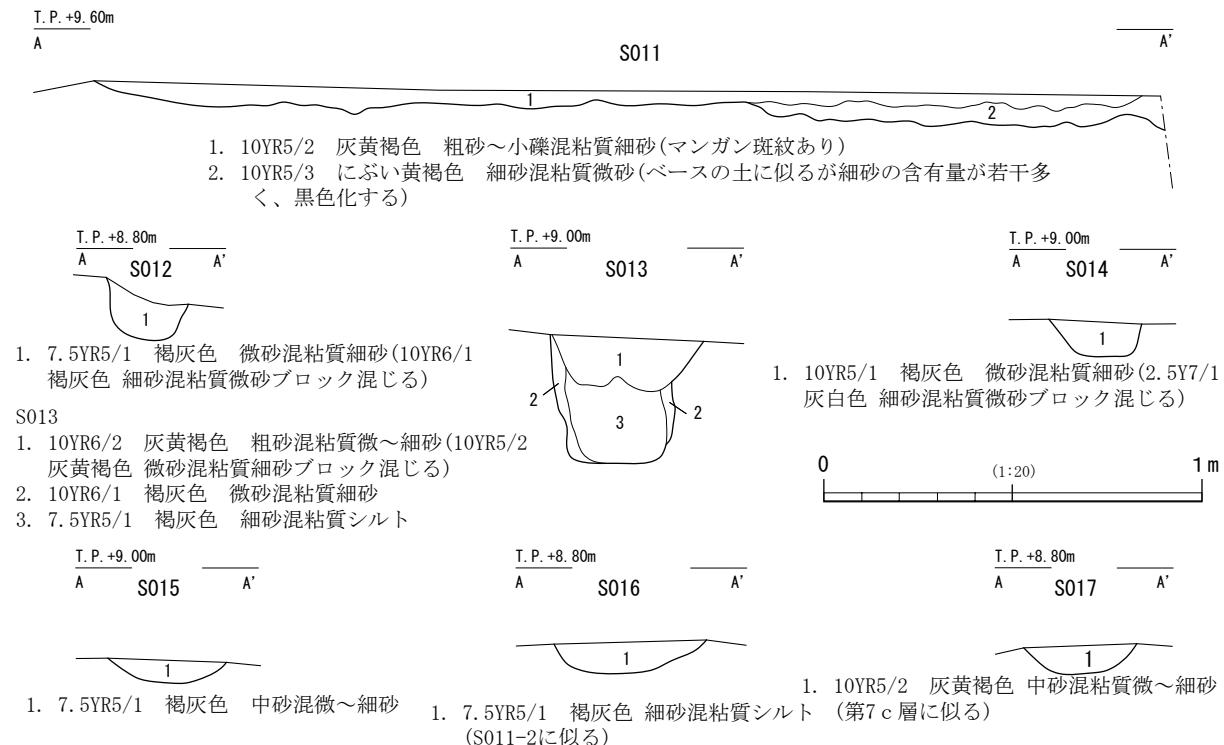


図15 5区遺構断面

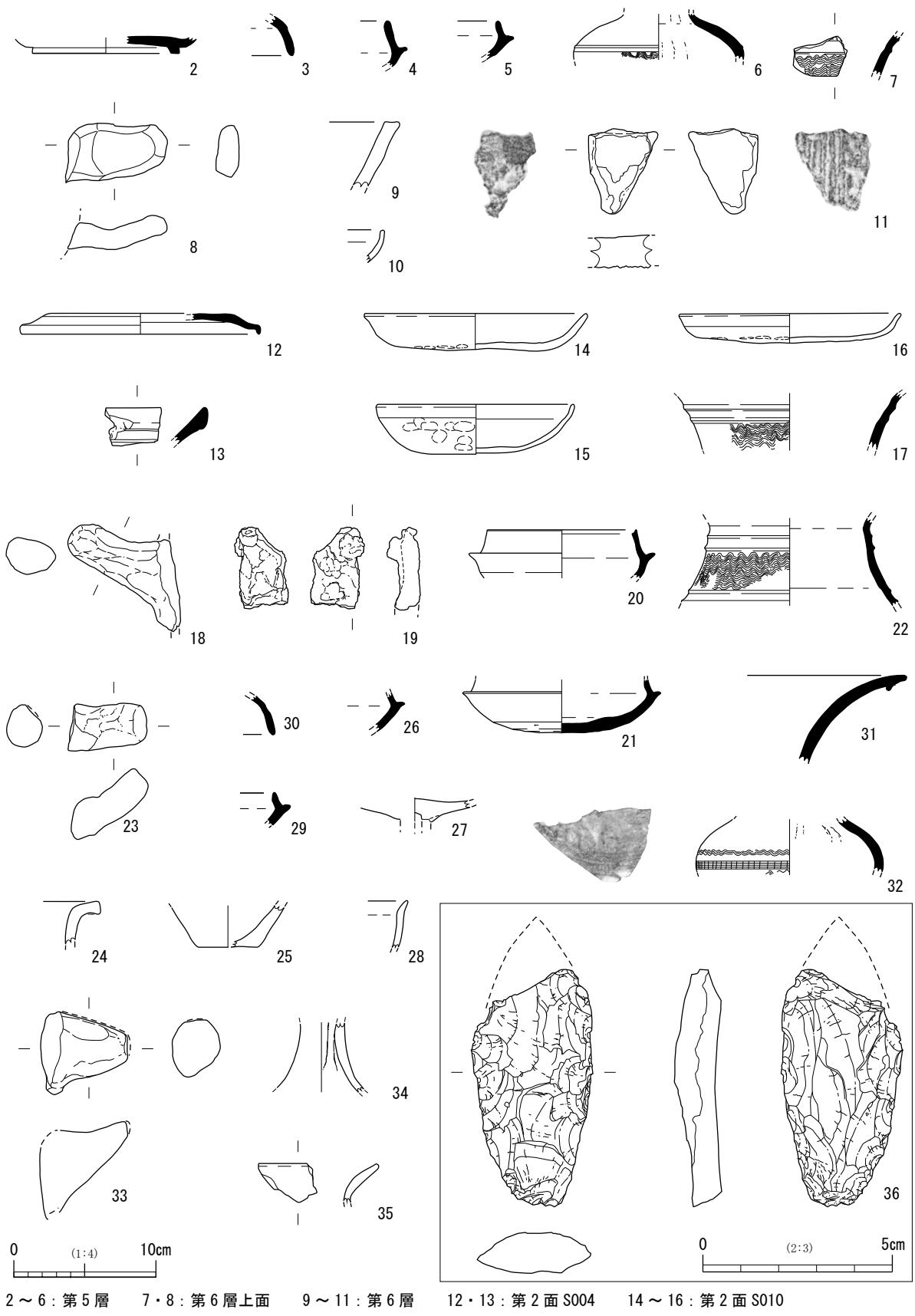


図 16 5区出土遺物実測

ることから、S011 とほぼ同時期に埋まった可能性がある。S014 は埋土の特徴から第 7 a ii 層下面遺構ととらえられる。それに対して S013 は埋まりきらずに窪みとして残った部分に第 7 a ii 層に類似した土が堆積していることから、それに先行して形成された可能性がある。

以上のことから第 3 面で検出した遺構は同時期に形成されたものではなく、時間的な前後関係があったと考えられる。新しい時期に属するのは第 7 a ii 層下面遺構ととらえられる S014 で、S013 はそれに先行して成立したと考えられる。S011 と S012・S015 はおそらく第 7 b 層ないしその下面遺構ととらえられるため、それらよりさらに先行する時期に形成されたと考えられる。

次に第 3 面で検出した遺構埋土からの遺物の出土状況と第 3 面を覆う第 7 a ii 層に含まれる遺物、S011 埋土出土遺物からみた各層ないし第 3 面検出遺構の形成時期を検討する。なお遺構出土遺物はすべて二次的に混入したものとみられ、意図的に埋納されたものはなかった。

S012 埋土から土師器、S013 埋土から土師器・須恵器が出土したがいずれも細片で、図化したのは図 16-35 のみだった。35 は土師器甕の口縁部で、残存部位が限られるため時期判別が難しいが、古墳時代中期のものと考える。第 3 面検出のピット埋土から遺物を検出したのは、前述の 2 基のみである。一方、第 7 b 層残存部の可能性がある S011 埋土から、当調査区においては先述の第 7 a ii 層に次いで遺物が多く出土した（図 16-31～34・36）。第 7 a ii 層と同様、古代から弥生時代の土器細片を含むが、古墳時代の遺物が多数を占める傾向がみられる。31 は甕の口縁部・32 は埴の体部である。埴は体部径最大箇所に簾状紋とその上下に波状紋を配した紋様帶を付す。33 は土師器煮沸具の把手が接合面で剥離したもので、先端部も若干欠損している。34 は土師器高壺の脚部で内面にシボリメが認められる。これらの遺物は古墳時代中期から後期のものとみられる。S011 埋土から、図化したもの他にも土師器・須恵器が出土したが、摩滅した細片がほとんどだった。その中で 36 はおそらく弥生時代中期とみられる、平面形が木葉形の大型尖頭器で、先端部が欠損している。欠損部の割れ口の剥離方向からみて、先端部は何かを刺突した衝撃で欠損したのではなく、刃縁を何かに打ち付けた際の衝撃で欠損したとみられる。S011 埋土出土遺物で、明らかに弥生時代に属する遺物はこれのみだった。

以上のことから当調査区における第 3 面は古代を下限、古墳時代中期を上限とする時期に形成されたと考える。

第 4 面は第 7 c 層を除去して検出した遺構面である。ちなみに第 7 c 層は S011 の底面に近い部分では極めて薄いか、もしくは認められなかった。図 14 をみてもわかるように、第 4 面で検出した微地形は第 7 b 層の分布範囲と相關する傾向がある。

第 4 面は西から東に向けてゆるやかに地盤の標高が下がる傾向がみられ、南北方向に延びる微高地の東縁にあたる可能性がある。この面ではピットを 3 基検出した。埋土の土質から S016 は第 7 b 層の下面遺構、S017・S018 は第 7 c 層の下面遺構とみることができることから、それらは同一時期に形成されたものではないとみられる。ちなみに第 4 面検出の遺構埋土から遺物は出土しなかった。

第 4 面を覆う第 7 c 層から弥生土器・土師器・須恵器がわずかに出土したが、いずれも細片で図化できるものはなかった。またこれらの遺物はほとんどが第 7 c 層の上面付近で検出されていることから、第 7 b 層の遺物が含まれている可能性は否めない。ただ遺物の全体量からみた弥生土器の占める比率は上層に比べて明らかに大きい傾向がある。加えて第 8 層以下の側溝掘削時において遺物は出土しなかった。このように当調査区における遺物の出土状況から第 4 面の形成時期を求めるのは難しい。しかし他の調査区や既往の調査成果から、第 4 面は古墳時代を下限とし、弥生時代を上限とする時期に形成された遺構面ととらえる

ことができる。

第6節 6区

近年の造成の際の削平はおおむね第2層までにとどまっていたが、掘削限界が浅かったため調査対象は第4層上面の1面のみである。

第4層上面では耕作痕とみられる溝を検出した(図17)。溝は南北方向を指向するが、調査区の北半で南北方向の溝を切る東西方向の溝を若干検出した。今回の調査範囲では第5層まで削平が及んでいる範囲が広かったため、他の調査区では第4層上面の所見を得ることができなかつたことから、当調査区における

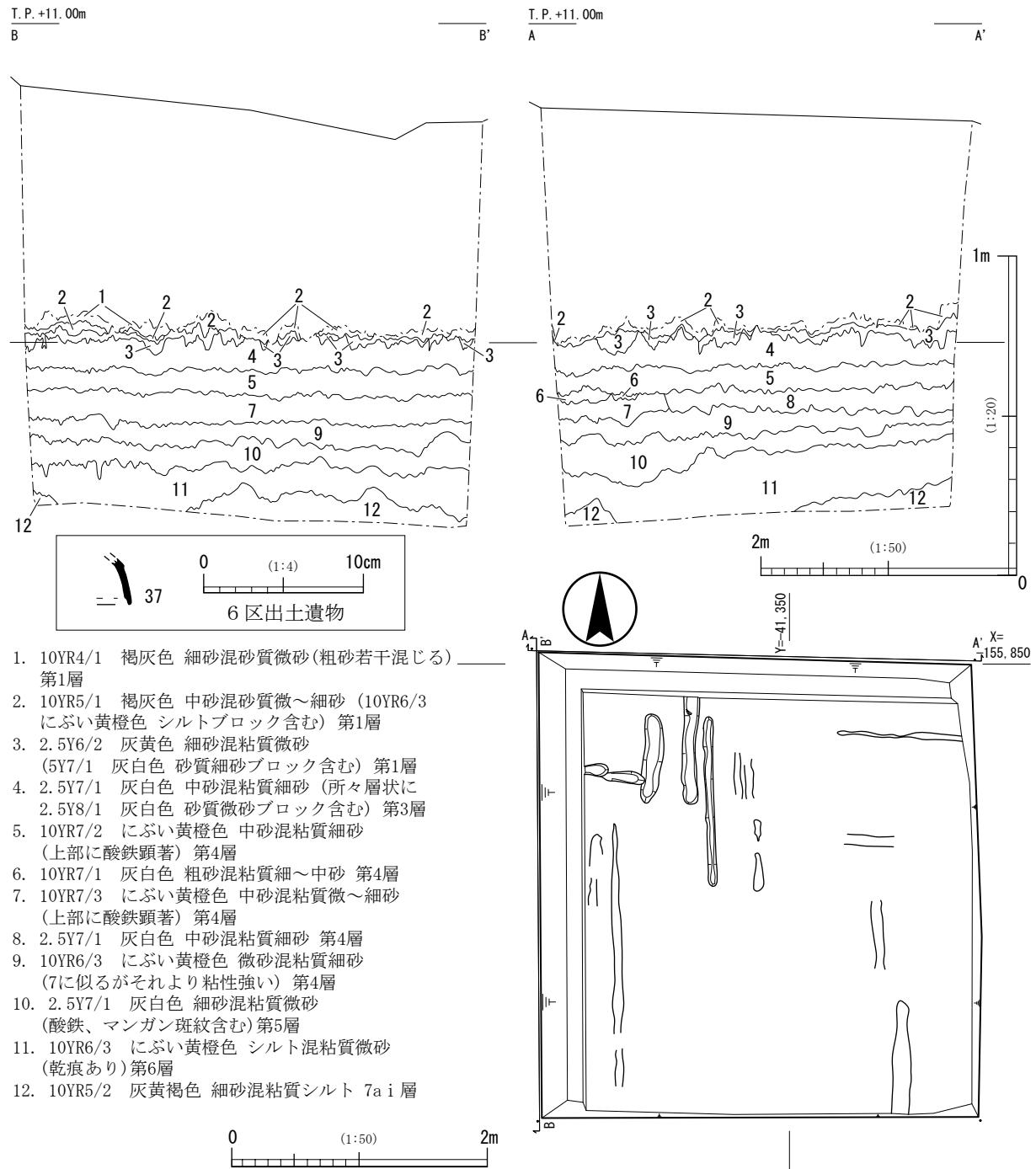


図17 6区平面・土層断面

調査成果はそれを知る好例となろう。なお、耕作溝の埋土の土質からみて、第4層上面で検出した耕作溝は、第3層形成過程で生じたものと考えられる。

側溝掘削部分を含めて土層断面では、第3層から第7a i層までの土層の堆積状況を確認した。遺構面精査時に土師器と陶器の破片を検出した。また遺構面を覆う第3層を人力掘削した際、染付の磁器、近世の燈明皿を含む土師器・須恵器・陶器等が出土した。さらに第4層以下を側溝掘削している際、図17に掲載した須恵器の他、土師器・瓦器皿・瓦質羽釜・瓦・陶器の破片が出土した。これらのことから第4層の形成時期は近世を下限、中世を上限とする時期ととらえられる。

第7節 7区

当調査区では近年の造成時の削平が、調査区北寄りの部分を除くとおおむね第2層までにとどまっていた。したがって側溝も含めた土層断面において、第3層から第7層の土層堆積状況を確認することができた。また細分した第7層の各層の帰属を把握するため、東西方向側溝の東端と南北方向側溝の北端とで、部分的に下層確認のための掘削を行い、そこで第8層上面を確認した（図18・19）。

当調査区では遺構面を5面検出した。遺構面と基盤層との対応関係は第1面が第4層上面、第2面が第5層上面、第3層が第6層上面、第4面が第7b層上面、第5面が第7c層上面である。他の調査区ではおおむねみられる第7a ii層は、当調査区では局所的に薄く残存する状態だった。第7a ii層上面においても遺構検出を試みたが、遺構は検出しなかった。

他方、当該調査区の東半部では第6層の下に、第7a ii層と第6層に類似する土がブロック状に混ざり合う層を認めた。これは第6層形成過程もしくはそれ以前に、地盤が高い部分において第7a ii層を削平し、低い部分に客土として付されたためと考えられる。当調査区において第7a ii層の分布が限定的だったのもそのためと考えられる。なお第7層を削平した土を含む客土を認めたのは、この調査区のみである。

第1面はおおむね平坦だが東から西、及び南から北に向けてわずかに地盤が下がる傾向がみられた。そこで耕作痕とみられる溝を検出した（図20）。南北方向のものがほとんどで、東西方向を指向するものもわずかに認めたが、両者の時間的な前後関係は不明である。それらの溝は埋土の土質からみて、第3層下面遺構ととらえられる。前節で述べたように、今回の調査範囲においては第4層上面を遺構面として調査した箇所が少ないとから、その様相を把握するうえでの好例となる。

第1面基盤層の第4層から図24-38～40の他、土師器・須恵器・瓦器・陶器・青磁・白磁・羽釜を含む瓦質土器・瓦・擂鉢や瀬戸焼を含む陶器等、比較的多様な遺物が出土した。いずれも細片で摩滅が著しく、図化できるものは少なかった。土師器・須恵器には古代を遡る時期のものも含まれるが、それらは耕作等に伴って下層に含まれていたものが遊離し、混入したものと考えられる。図24-38は白磁碗の底部で、畳付けのみ無釉でそれ以外は高台の内面も含めて全面に施釉されており、16世紀代のものとみられる。図24-39は青磁碗の高台で、畳付けも含めて全面を施釉する。比較的高さと厚みのある削り出し高台で、おそらく15世紀後半以降のものととらえられる。図24-40は瓦質土器の火舎の底部で、三足を作り出す。平面形は円形とみられる。残存部がわずかなため正確な復元底部径を求めるることはできないが、器壁が薄いこと、体部の曲面の様子からみて火鉢のような大型のものではなく、小型のものとみられる。

6区の調査成果を勘案すると第1面は近世を下限、中世を上限とする時期に含まれる遺構面ととらえられる。これに当調査区における遺物の出土状況を加味すると、中世後葉を上限とする時期とみることができる。

第2面はおおむね平坦だが、南東から北西に向けてわずかに地盤が下がる傾向がみられた。東西方向の

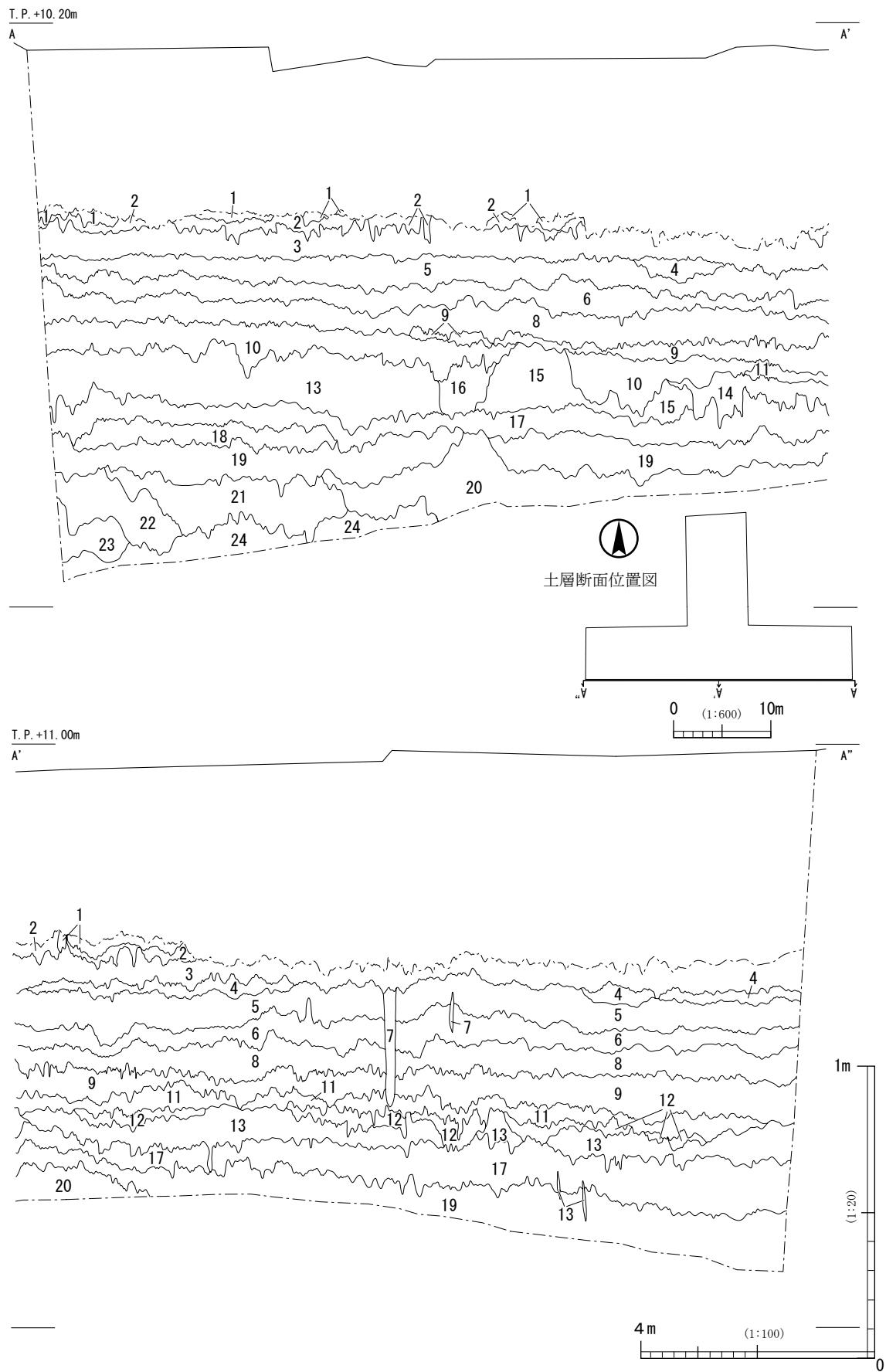
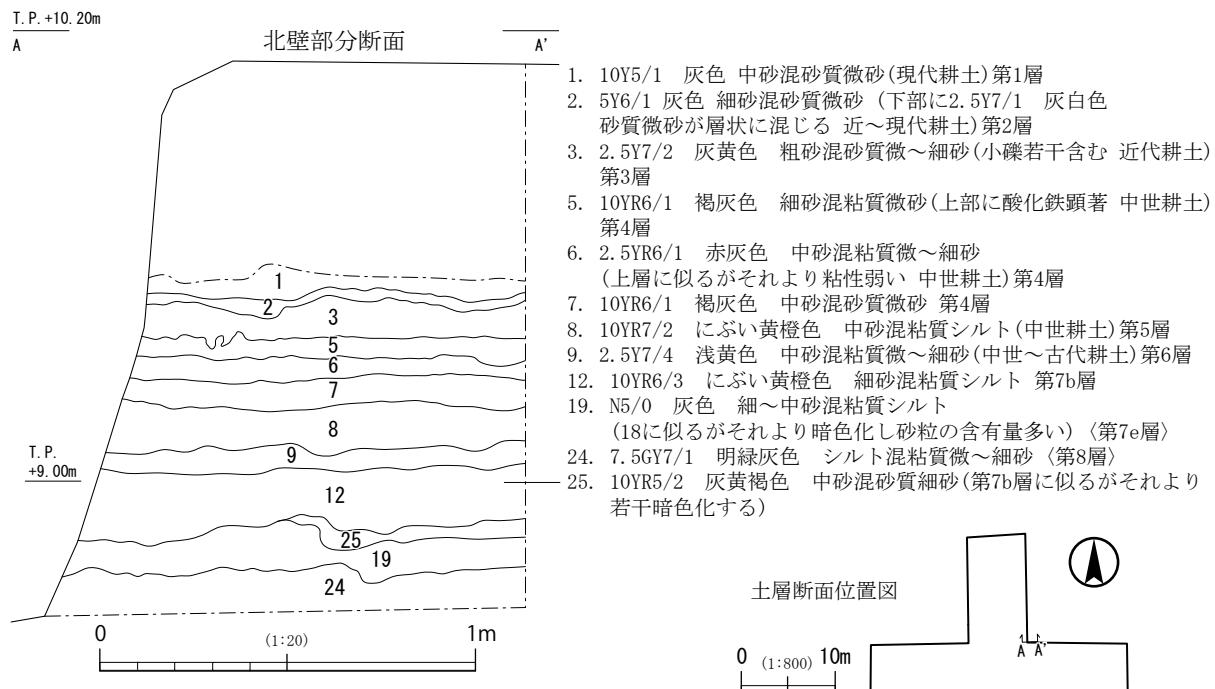


図 18 7区南壁土層断面

畦畔と耕作痕とみられる溝、杭列とみられるピット群を検出した（図20）。溝は畦畔の南側で検出し、おおむね南北方向を指向する。畦畔の北側に関しては削平されており、耕作痕を検出することができなかった。埋土からみて耕作痕は第4層下面遺構ととらえられる。杭列の痕跡とみられるピット群はおそらく南北方向を指向して並ぶと考えられるが、等間隔で直線上に並ぶものは認めなかった。それらの平面形はおおむね直径10cm以下の円形だが、一辺約10cmの方形のものが2基含まれる。後者は角柱状に加工した太めの杭の痕跡ととらえられる。埋土の土質や壁断面で認めた杭断面の検出状況等からみて、これらの杭はおそらく第3層形成過程で生じた第3層下面遺構ととらえられる。ピット群はおおむね南北方向を指向するとみられることがから、地境を示すもの可能性がある。

第2面の基盤層である第5層から、図24-41～43の他、土師器・須恵器・瓦器・瓦質土器・煮沸



南壁断面

1. 10Y5/1 灰色 中砂混砂質微砂(現代耕土)第1層
2. 5Y6/1 灰色 細砂混砂質微砂(下部に2.5Y7/1 灰白色 砂質微砂が層状に混じる 近～現代耕土) 第2層
3. 2.5Y7/2 灰黄色 粗砂混砂質微～細砂(小礫若干含む 近代耕土)第3層
4. 2.5Y7/1 灰白色 微砂混砂質細砂(酸化鉄顕著 近世耕土)第3層
5. 10YR6/1 褐灰色 細砂混粘質微砂(上部に酸化鉄顕著 中世耕土)第4層
6. 2.5YR6/1 赤灰色 中砂混粘質微～細砂(上層に似るがそれより粘性弱い 中世耕土)第4層
7. 10YR6/1 褐灰色 中砂混砂質微砂(第2面検出ピット埋土)
8. 10YR7/2 にぶい黄橙色 中砂混粘質シルト(中世耕土)第5層
9. 2.5Y7/4 浅黄色 中砂混粘質微～細砂(中世～古代耕土)第6層
10. 10YR5/2 灰黄褐色 中～粗砂混砂質微砂(10YR4/1 褐灰色 細砂混粘質微砂と10YR7/1 灰白色 中～粗砂、9の土がブロック状に混じる 中世～古代の整地層)第6層
11. 10YR5/1 褐灰色 中～粗砂混粘質シルト 第7a ii層
12. 10YR6/3 にぶい黄橙色 細砂混粘質シルト 第7b層
13. 2.5Y7/1 灰白色 細砂混粘質シルト 小礫混砂質中～粗砂 第7b層
14. 2.5Y7/3 浅黄色 微砂混砂質細～中砂(上方に向けて細粒化する)第7b層
15. 10YR7/3 にぶい黄橙色 微砂混砂質細～粗砂(上方および西に向けて細粒化する)第7b層
16. 7.5Y5/2 灰オリーブ色 中砂混砂質細～中砂(第7a層、第7b層の土がブロック状に混じる)
17. 10YR7/2 にぶい黄橙色 微～細砂混粘質シルト (第7c層)
18. 10YR5/1 褐灰色 微～細砂混粘質シルト(17に似るがそれより暗色化する) (第7d層)
19. N5/0 灰色 細～中砂混粘質シルト (18に似るがそれより暗色化し砂粒の含有量多い) (第7e層)
20. 2.5Y3/1 黒褐色 微砂混砂質細～中砂(西に向けて粗粒化し10YR6/2 灰黄褐色 中砂混細質細砂にいたる)
21. N3/0 暗灰色 小礫混粘質細～中砂 (7e層)
22. 2.5Y3/1 黑褐色 中礫混粘質細～中砂(上方に向けて細粒化するとともに黒色化する)
23. 2.5Y7/2 灰黄色 小礫混砂質中～粗砂(流路堆積物)
24. 7.5GY7/1 明緑灰色 シルト混粘質細～中砂 (第8層)

図19 7区北壁部分土層断面等

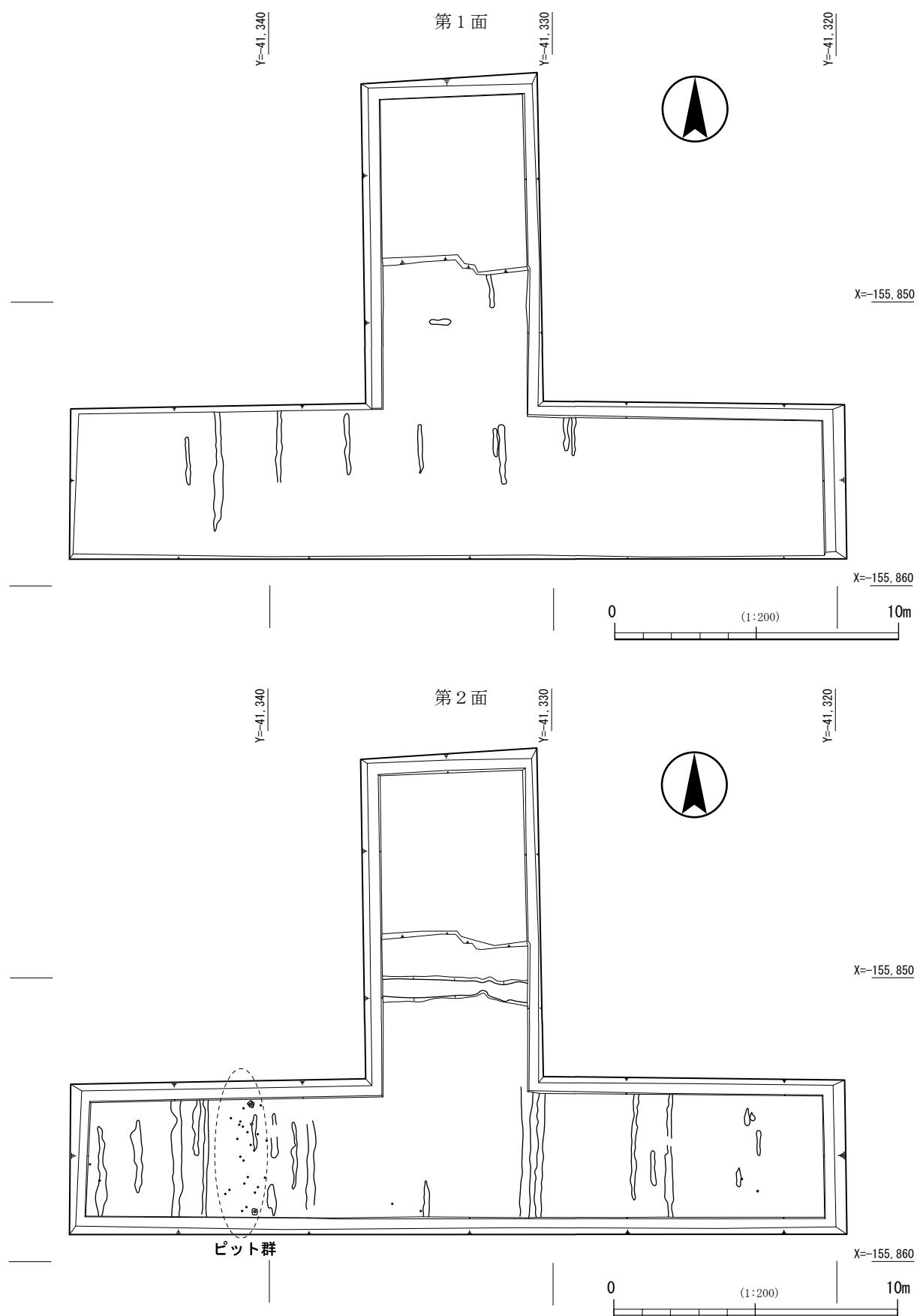


図 20 7 区平面 1

具とみられる土師質土器・青磁・白磁・陶器等が出土した。種類は多いが細片がほとんどで、図化できたものは少ない。図 24-41 は土師質の羽釜の口縁部とみられる。図 24-42 は瓦器椀の口縁部で、残存部位が限られるため帰属時期を断定することは難しいが、おそらく 13 世紀以降のものとみられる。図 24-43 は瓦質羽釜の細片である。

第 4 層と同様、第 5 層においても古代以前の土器と中世の遺物が出土する状況がみられる。中世の遺物はすべて細片で帰属時期を断定するのは難しいものの、第 4 層に含まれるものよりは古い時期のものからなる傾向がみうけられる。検討の余地は残るもの現時点では、第 2 面は 15~16 世紀を下限とし、13~14 世紀を上限とする時期に形成された遺構面ととらえられる。

第 3 面はおおむね平坦だが東から西、及び南から北に向けてわずかに地盤が下がる傾向がみられた。耕作痕とみられる溝・土坑を検出した（図 21）。それらは南北方向を指向しており、埋土の土質からみて第 5 層形成段階で生じた第 5 層下面遺構ととらえられる。

第 3 面の基盤層である第 6 層から比較的多量の遺物が出土したが、いずれも細片で摩滅が著しい。図 24-44~54 に挙げているように、土師器・須恵器・瓦器・瓦が出土している。図 24 に掲載した遺物のうち 45 は瓦器椀で、外面の一部と内面にヘラミガキが施され、12 世紀後半に帰属するととらえられる。51 は瓦器皿で内面にわずかにミガキの痕跡が認められる。53 は土師器坏で、復元口径を求められなかつたため正確な帰属時期をもとめることは難しいが、奈良時代のものとみられる。須恵器は図 24-44~46~49 でもわかるように古墳時代~古代のものが含まれ、明らかに中世ととらえられるものはなかつた。量的には古代のものが多量を占める傾向がある。ちなみに 44・47 は古墳時代後期、46・48・49 は奈良時代に帰属する。50 は平瓦とみられ凹面に布目と模骨痕、凸面に縄目タタキが施されており、古代に帰属するととらえられる。52・54 は弥生時代後期後半~庄内にかけての時期とみられるが、古代を遡る時期の遺物は極めて微量である。図化できなかつた遺物も含めて古代の遺物が過半数を占め、中世・古墳時代の遺物はそれに次ぐ傾向がみられた。

第 6 層の遺物出土状況に加えて第 5 層の遺物の出土状況から、現時点では 12~13 世紀を下限とし、8~9 世紀を上限とする時期に形成された遺構面ととらえられる。それより時期がさかのぼる古墳時代以前の遺物は、耕作等に伴つて下層が削平された際に混入したものととらえたい。ちなみに図 24-59 は側溝掘削時に出土したもので、第 4 層~第 6 層のいずれかに含まれていたサヌカイト剥片である。石核の表面を除去して打面調整した際に生じた縦長剥片とみられ、打撃の際の衝撃で打点を含めた上半部が折損したものとみられる。

第 4 面はおおむね平坦だが、東西方向トレチの中央部に最高所があり、そこから北及び東・西に向けて緩やかに地盤が下降する傾向を認めた。このことから、当該調査区は南北方向にのびる微高地の先端部にあたる可能性がある。この面ではピット・土坑等を検出した（図 21）。それらの検出密度は地盤の最高所とその周辺において高く、そこから離れるにつれて低くなる傾向が認められた。調査区北辺におおむね東西方向に直線的に並ぶ S026~S029 の柱穴とみられるピットを検出したが、これら以外に当調査区内で規則的な位置関係を持つピットは認めなかつた。柱根が残るものはなかつたが、他のピットに比べて残存部が大きく、掘方も明瞭なことからおそらく建物の柱穴ととらえられる。その場合、これらに伴う掘立柱建物の柱穴の大半は調査区北側に位置すると考えられる。S026~S029 以外のピット・土坑はおおむね浅く、特に地盤高の高い部分でその傾向が認められた。このことからも後世の耕作等に伴い、かつての生活面が大きく削平されたことがうかがえる。

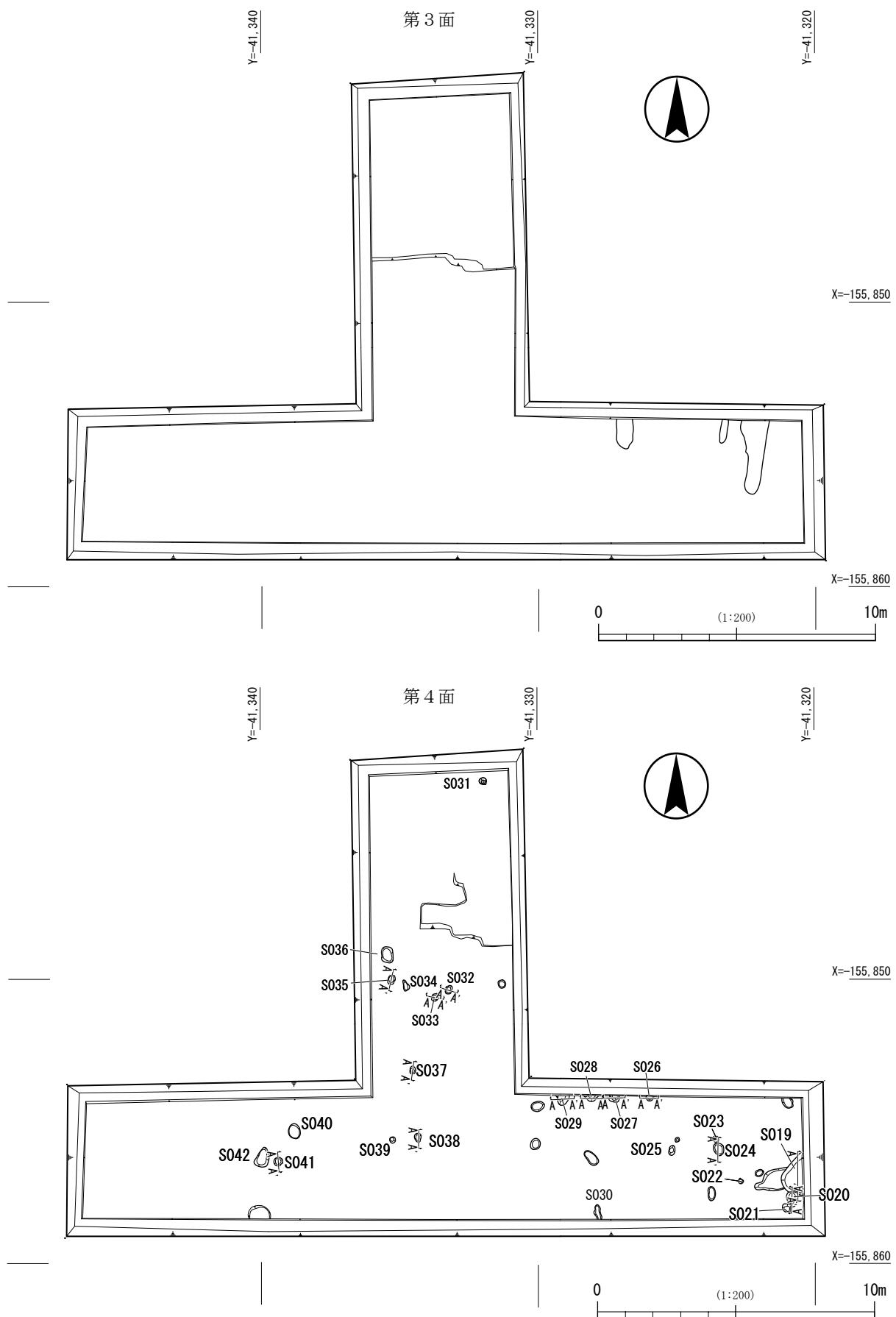


図 21 7 区平面 2

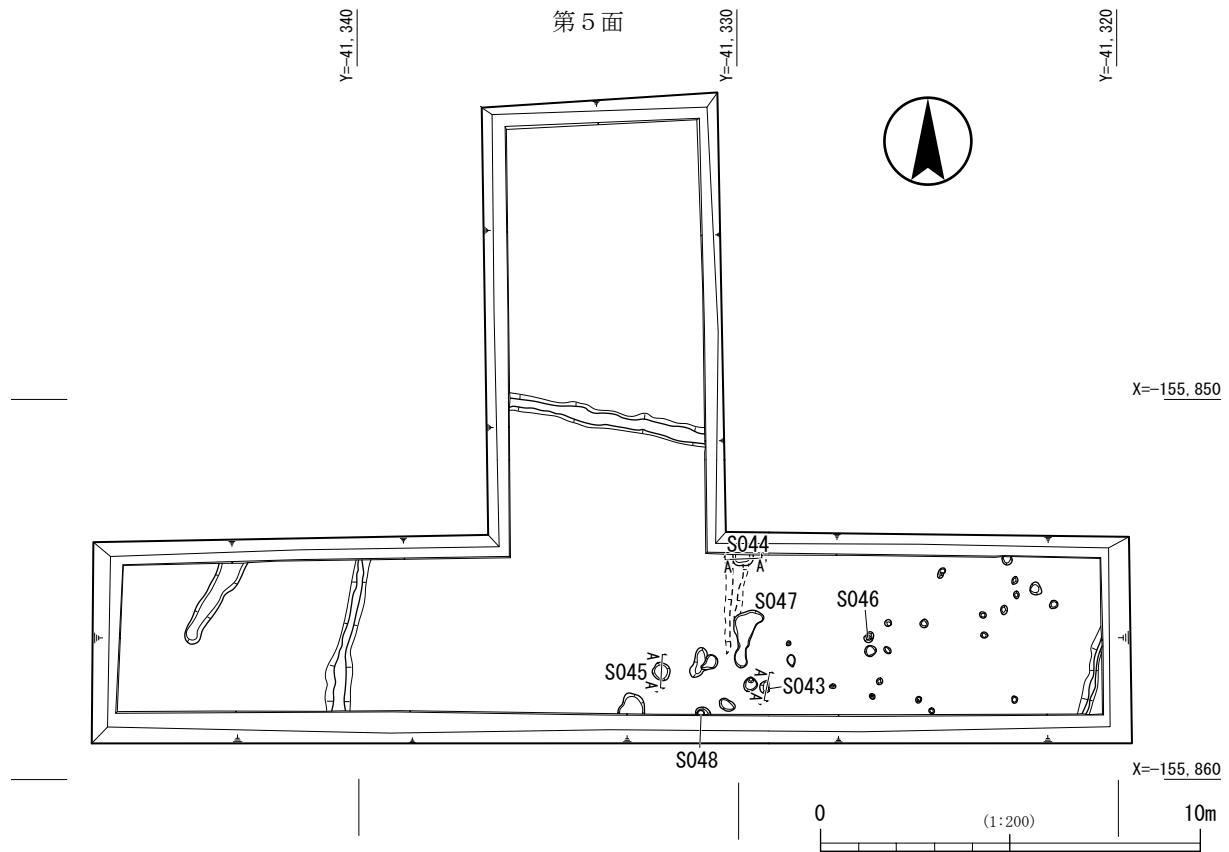


図 22 7区平面3

第4面で検出した遺構埋土には、大きく分けて第6層に似るもの（S019～S021・S039・S042）、第6層と第7層の土がブロック状に混入する整地層に似るもの（S025・S030・S031・S035～S038・S040・S041）、第7a ii層に似るもの（S033・S034）、埋土の上半部にのみ第7a ii層に似た土が含まれるもの（S024・S026～S029・S032）の四種がある。

基本層序を勘案すると遺構の形成時期は、第7a ii層を含むものが最も古く成立し、整地層を含むもの、第6層を含むものの順に新しくなると考えられる。また埋土が第7a ii層に類似する遺構では、埋土上部にのみ第7a ii層を含むものは、埋まりきらずに残った窪みに第7a ii層が混入したと考えられることから、第7a ii層下面遺構よりは成立時期が先行する可能性がある。以上のことから、第4面で検出した遺構は、その成立時期にある程度の時期幅があったと考えられる。

第4面の遺構の検出状況からみて、当該調査区及びその周辺に掘立柱建物を伴う集落居住域が存在した可能性を指摘できる。建物の規模や配置等に関しては不明だが、ピットの大きさからみてそれほど大規模なものではなかったのではないかと考える。

第4面で検出したS019・S034埋土から土師器・須恵器が出土したが、いずれも細片で図化できるものはなかった。同様にS020・S022・S029・S032・S033・S040・S041の埋土から土師器、S042埋土から須恵器が出土したが、いずれも細片で摩滅著しく、図化できるものはなかった。それらは埋積する際に転入したもので、意図的に埋納されたものは認められない。

次に第4面の基盤層である第7b層からの遺物の出土状況を述べる。図24-55～57の他にも土師器・須恵器・弥生土器が出土しており、第6層には含まれていた瓦や瓦器は認めなかった。加えて上層に比べると須恵器の含有率が下がり、弥生土器の含有率が上がる傾向がみられた。ただ弥生土器はいずれも

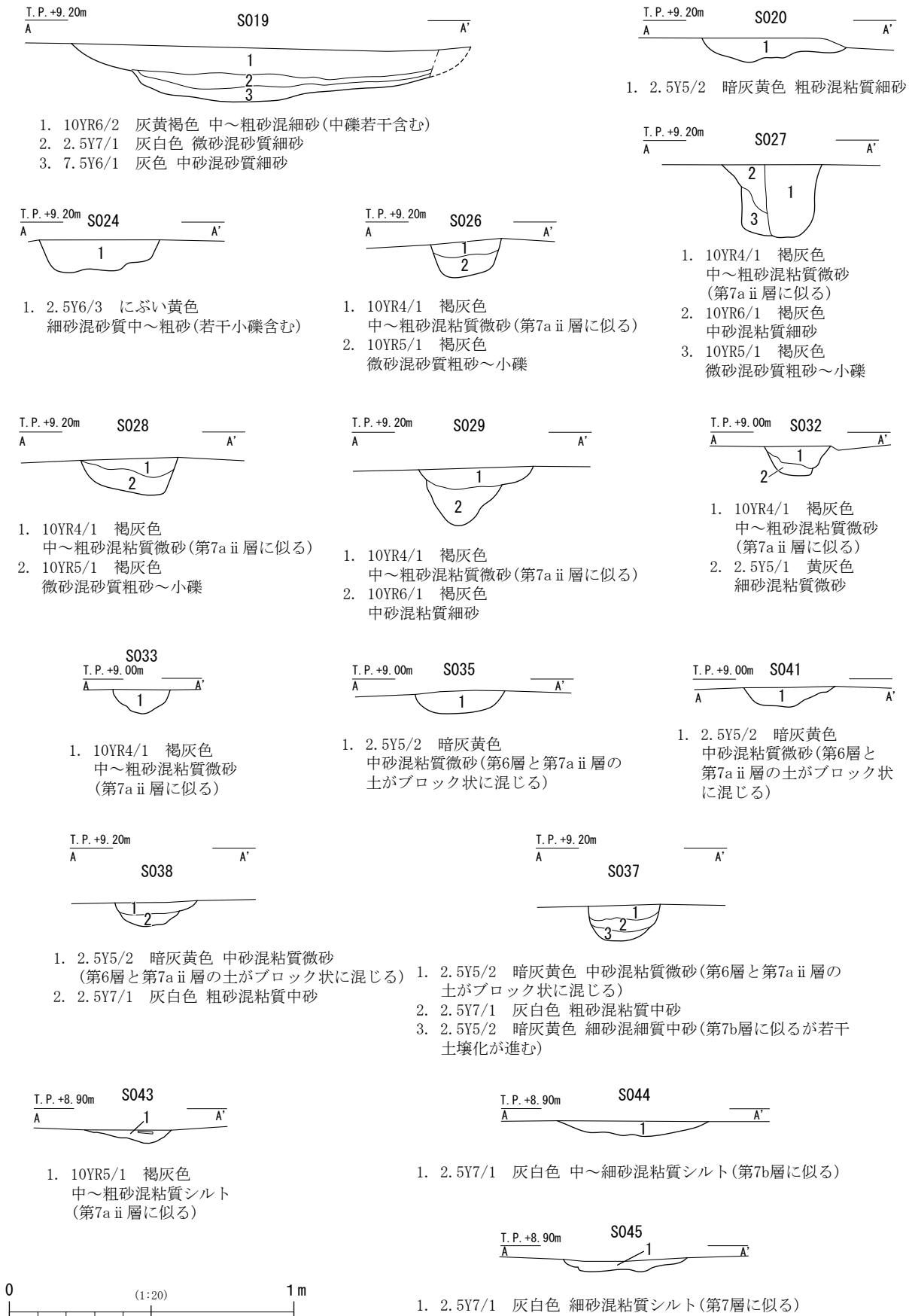


図 23 7区遺構断面

細片で摩滅が著しく、図化できるものはなかった。55は土師器の高坏で坏部外面に縦方向のナデを施した痕跡が残る。56は甕の口縁部である。57は須恵器の坏蓋で、飛鳥時代以降のものとみられる。

これらから第4面は7～8世紀を下限とし、古墳時代を上限とする時期に形成された遺構面で、それより時期がさかのぼる弥生時代の遺物は下層から遊離して混入したものととらえたい。

第5面は東西方向トレンチの中央南寄りの部分に最高所があり、そこから北及び東・西に向けて緩やかに地盤が下降する傾向がみられた。このことから当該調査区は南北方向に延びる微高地の先端部にあたる可能性が指摘できる。

第5面では畦畔・土坑・ピット等を検出した（図22・23）。畦畔はおおむね東西方向を指向するものと、それにはほぼ直行するとみられる南北方向のものとがある。それらは正方位に対して若干東ないし南に振っており、自然地形に対応したものとみられる。東西方向を指向する畦畔は、第2面でもほぼ同じ位置で検出されていることから、それより北と南における地盤高の変化が、その後の耕地造成の後も完全に均されることなく残ったことがうかがえる。

図22で示した畦畔のうち、実線で示したものは第4面検出段階でその上面が露出していたもので、比較的明瞭にその存在を把握することができたものである。対して破線で示したものは第5面検出段階で認めた南北方向に延びるわずかな高まりである。比高差がわずかであるのに加え、北壁断面でその明確な高まりをとらえることができなかったことから、それを畦畔と断定することはできなかったものである。ただこれより東側では地盤高が全体的に下がることから、畦畔の名残である可能性がある。

第5面で検出した畦畔は、比高差がその周辺の第7b層の層厚と同じである。おそらくそれらの畦畔が第7b層で覆われた後、耕作されることで畦畔上部や第7b層が削られ、それが第7b層下面まで及ばなかつた部分においてその下部がかろうじて残ったものとみられ、本来の畦畔はもっと高かったと考えられる。

第5面で検出したピット及び土坑はおおむね調査区の東寄りに集中しており、西半部では長楕円形の土坑を1基検出したのみである。ピットはいずれも小さくて浅いものが多く、規則性のある位置関係がみられるものはなかった。それらは遺構埋土が第7aii層に似るものと（S043・S045）、第7b層に似るもの（S043・S045以外）の別がある。前者は第7b層が極めて薄いか認められなかった部分に位置しており、第7aii層下面遺構ととらえられるが、それ以外のものは第7b層下面遺構ととらえられる。したがって第5面で検出した遺構は同一時期に形成されたものではなく、第7b層で覆われた畦畔が最も古く、第7b層下面遺構、第7aii層下面遺構の順に時期が下ると考えられる。

図24～58は、第5面で検出したS045の埋土から出土したもので、古墳時代の土師器甕口縁部である。摩滅が著しく、細片のため口径を求めることができなかった。その他にS043・S046埋土から弥生土器、S044・S043・S047・S048埋土から土師器が出土した。それらはいずれも細片で摩滅が著しい。第5面より下の土層の堆積状況を把握するために側溝を設けたが、その掘削時には遺物が出土しなかつたため、今回の調査成果のみで第7c層以下の土層の堆積時期に言及することはできない。

第7b層における遺物の出土状況から推して古墳時代後期を下限とし、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての時期に形成された遺構面ととらえることができる。特に水田面は他の調査成果とも勘案すると、おそらく弥生時代後期に形成された可能性が高いと考える。

以上、当調査区における調査成果から、弥生時代後期の水田面が検出されたことは、調査地一帯の土地利用の変遷をとらえるうえで大きな意味をもつ。既往の調査成果により、当調査区の西側にも流路を挟んで当該期の水田が存在したことが類推されており、今後はその時期の集落居住域がどこに位置したのかが検討

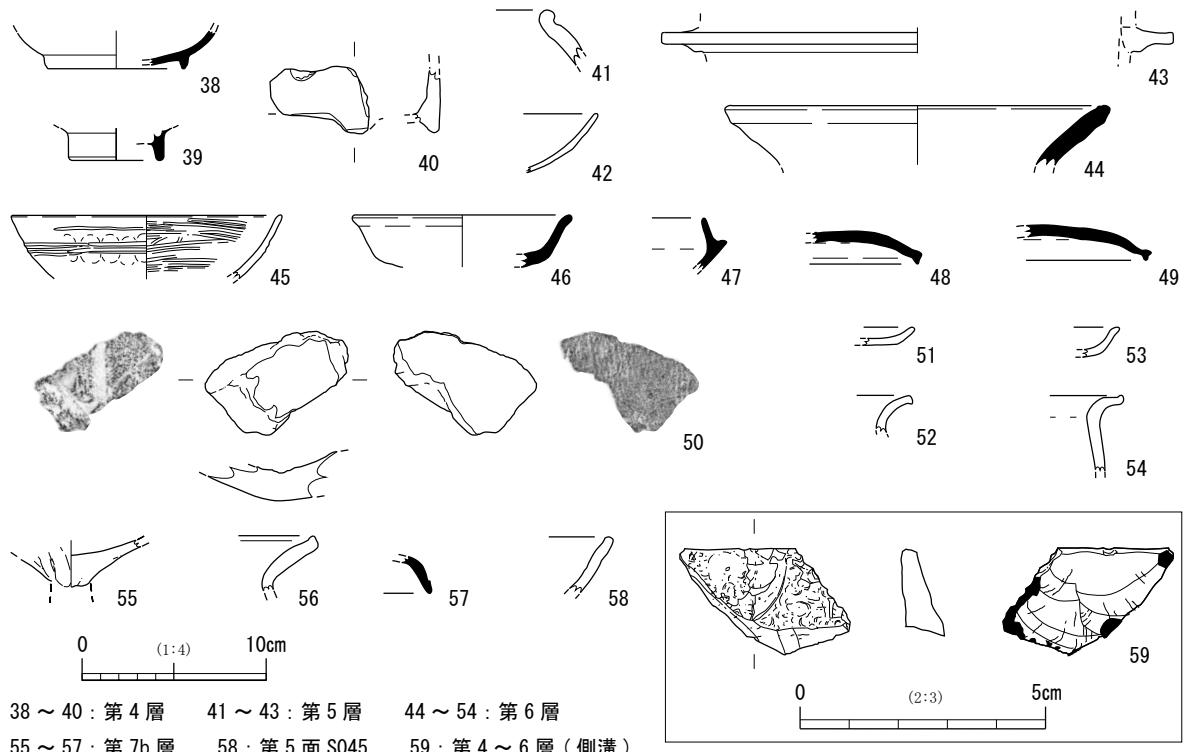


図24 7区出土遺物実測

課題となろう。

第8節 8区

近年の造成に伴う削平は浅いところで第3層除去面まで、深い所では第7層上面まで達していた。第4層・第5層の残存箇所が局所的だったため、それらを層ごとに人力掘削した後、2枚の遺構面を調査した(図25～27)。

第1面は第6層上面、第2面は第7a i i層及び第7c層上面に帰属する溝の埋土上面である。当調査区において第2面でその存在をうかがうことができる、第7c層上面に帰属する溝についてここで説明を加えたい。

この溝は04-1～3調査の10区・11区・19区等でその存在が把握され(2410流路)、その北に位置するVII区の西端においてもその延長部分(S0226)がとらえられている流路である(図32参照)。これらの調査により、当該流路が若干蛇行しながら南から北に向けて流下したことがわかる。VII区の調査の際の土層観察により、第7e i層の上に形成された第7c層に対比される暗色帯がS0226の肩部とみられることから、この溝は第7c層の上面に帰属するとみられている。

04-1～3調査の際には、この溝が弥生時代中期前葉の居住域を切るとともに、埋土から弥生時代中期後葉から後期にかけての土器が出土したことが報告されている。これらのことから当該流路は弥生時代中期～後期にかけて機能し、最終的には放棄流路化したととらえられている。当調査区では側溝掘削部分においてその存在を把握することができたものの、流路埋土の掘削に至らなかったため、出土遺物の時期的把握ができなかった。そのため層序と位置的な関係からみて先述の流路は、おそらくS0226の延長部分にあたると類推した。

第1面の基盤層である第6層は9区に向けて徐々に薄くなる傾向がみられ、当該調査区の屈曲部から西

に向けてはそれが認められない箇所もあった。全体的な傾向として、第 7a 層上面がややくぼむ箇所で第 6 層が残存する傾向がみられたことから、それが分布しない箇所においても元からなかったわけではなく、後世の耕作や造成の際に削平された可能性がある。第 6 層が残存する範囲をみても、遺構を検出したのは当該調査区の屈曲部から東側のみである。同様に第 7a 層も 9 区に向けて薄くなる傾向がみられ、9 区との結節部付近では認められない箇所もあった。

第 2 面の検出段階で掘削限界にいたったため、9 区に近い箇所では第 5 層ないし第 5 層下面溝埋土を掘削した段階でおおむね掘削限界にいたった。第 7a ii 層上面において、先述の溝の東肩を検出することはできなかったが、土層断面でそのおよその位置と土層の堆積状況をとらえることができた。ちなみに当該調査区では第 7 b 層の分布は認めず、おそらく第 7 c 層に対応するとみられる層を先述の溝が切っている状況を認めた。

第 1 面では、前述のように屈曲部から東側の部分で土坑 (S051)・ピットを検出した。S051 は南北方向を指向する溝の基底部が残存したものととらえられる。遺構埋土の特徴から土坑は、第 5 層の形成段階で成立した溝の底部で、その上部は後世の耕作や造成に伴って削平されたとみられる。その東側のピット群は、埋土の特徴から第 1 層もしくは第 2 層の下面遺構ととらえられ、S051 よりも時期が下ると考える。それらは 7 区第 2 面で検出したピット群と同様、地境を明示するためのものとみられ、7 区のそれより東に約 15 m 西に離れたところで、おおむね南北方向に並ぶ。このことから、それらのピット群は中世以降の地境に伴う杭列の可能性があると考える。

第 2 面は西に向けて緩やかに地盤が下降する傾向がみられる。加えて 5 区の地盤高と比較すると、南から北に向けて緩やかに下降するととらえられる。この面では溝 (S052) とピットを検出したが、遺構と遺物の検出量はわずかだった(図 28)。S052 はおおむね南北方向を指向する溝とみられ、第 1 面で検出した S051 の前身となる溝ととらえられる。溝の底部高は北から南に向けて下降しており、周囲の地形とは逆行する状況がみられるが、検出範囲が限られるためこれのみで断定はできない。埋土の特徴から第 6 層下面遺構ととらえられる。他方、ピットは埋土の特徴から第 5 層下面遺構ととらえられる。

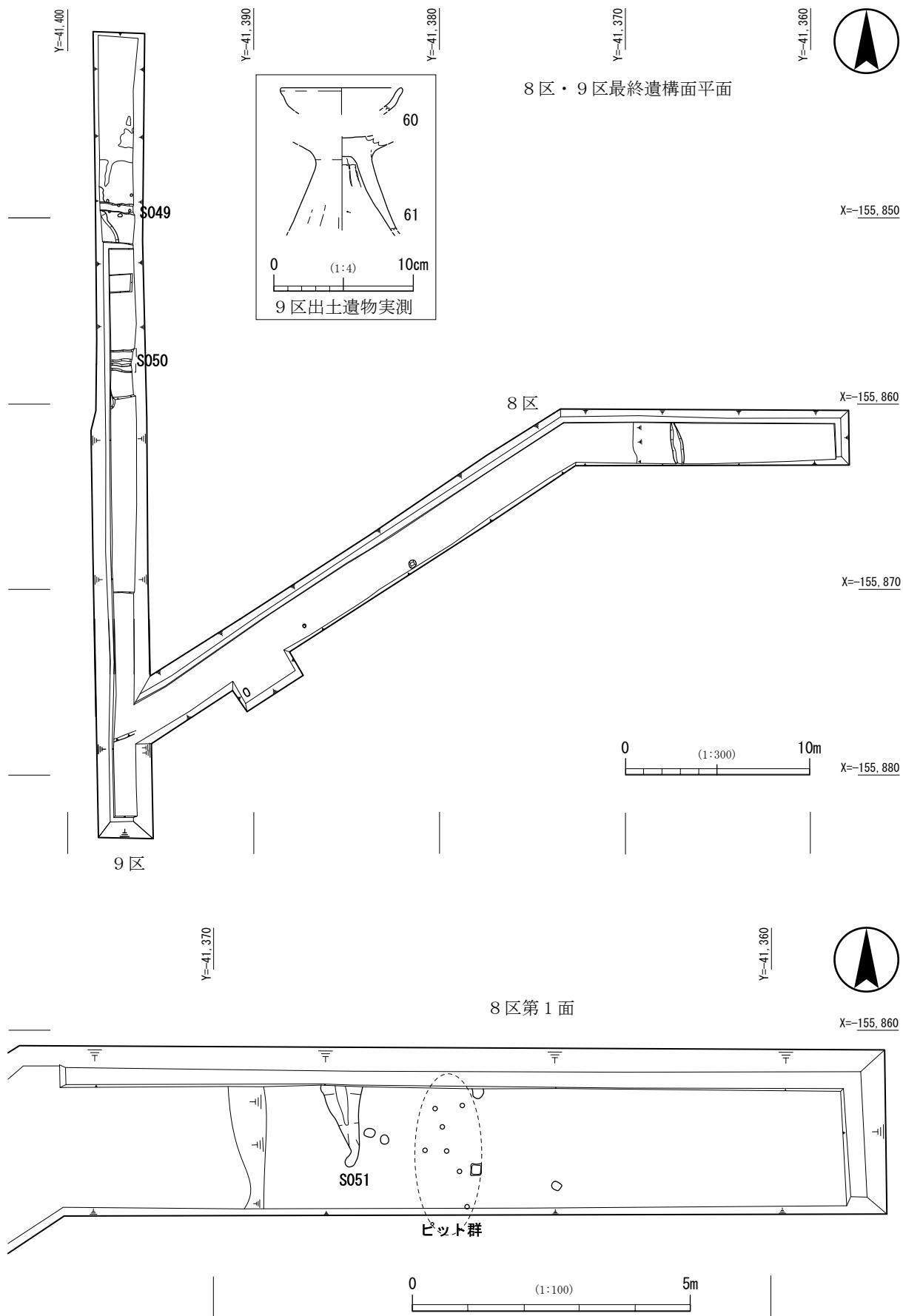
第 4 層では土師器・須恵器が出土したが、いずれも細片で図化できるものはなかった。図 29 – 62 は第 4 層以下で側溝掘削中に出土した須恵器坏蓋である。

第 5 層では土師器・須恵器・黒色土器が出土した。図 29 – 63・64 は第 5 層下面溝埋土から出土したものである。63 は黒色土器とみられる椀の底部で、内面にのみ炭素吸着がみられる。古代末葉から中世初頭のものとみられる。64 は土師器煮沸具の把手で、古墳時代のものとみられる。

第 6 層では土師器・須恵器・黒色土器が出土した。いずれも細片で、図化したのは古代に帰属するとみられる図 29 – 65 の土師器皿のみだった。

第 6 層以下で側溝掘削中に土師器・須恵器・弥生土器が出土したが、それらは第 6 層か第 7 層に含まれていたものとみられる。図化した図 29 – 66 ~ 68 は坏蓋で 66 は奈良時代、67 は古墳時代後期、68 は古墳時代後期から飛鳥時代に含まれると考える。

側溝掘削中に第 7 a 層から出土したことが確認できたものに図 29 – 69・70 がある。69 は形態的にみて、須恵器無蓋高坏の口縁部に似ると判断したが、土師質である。ただ残存部がわずかであるのに加え、凸帯より下部の外面が若干すすけていることから煮沸具として使用された可能性もあり、断定はできない。70 は鰯の体部である。体部最大径の部分に波状紋が施され、おそらくその紋様帶の上下が沈線で画されていたとみられる。



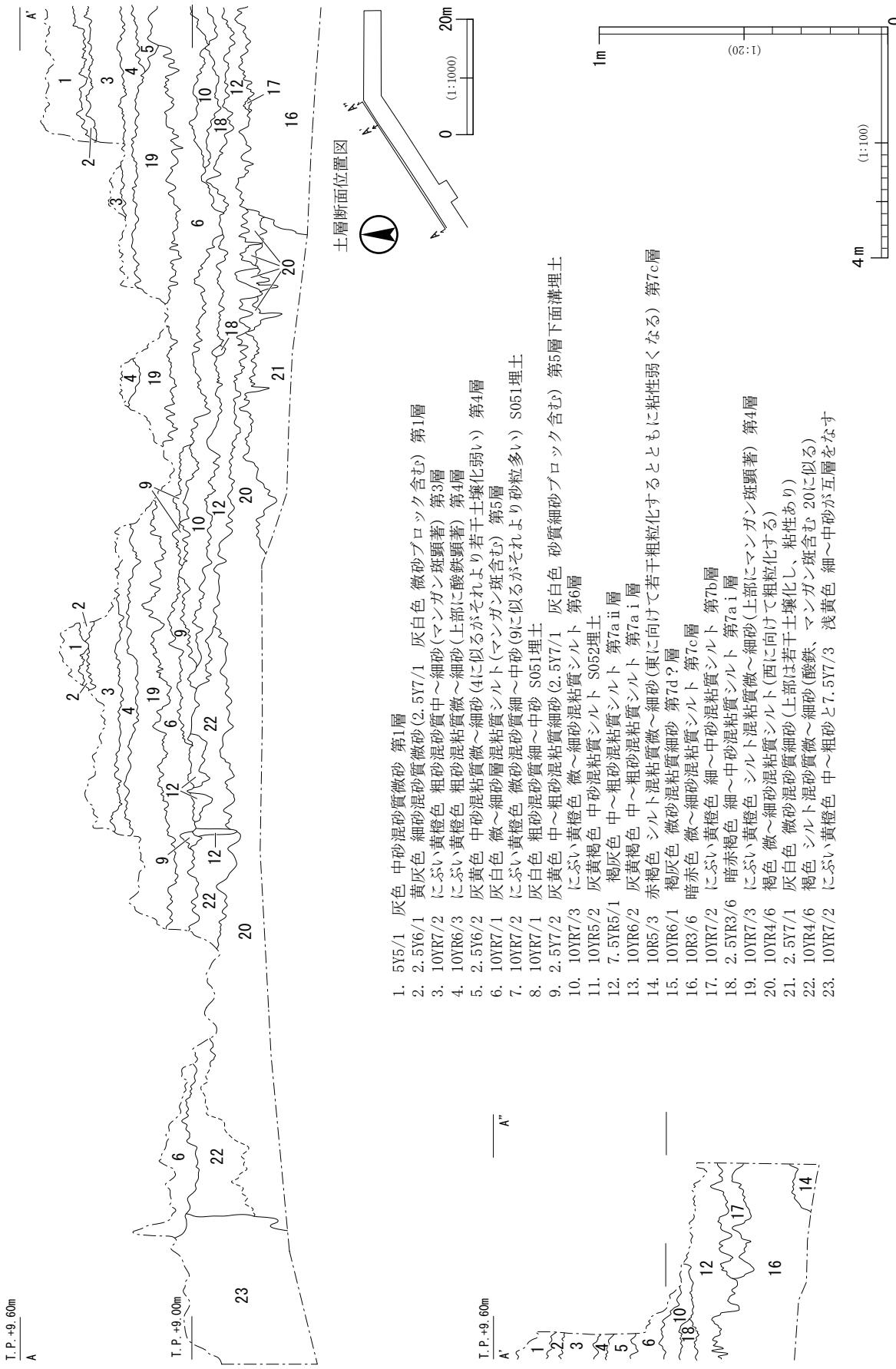


図 26 8区土層断面 1

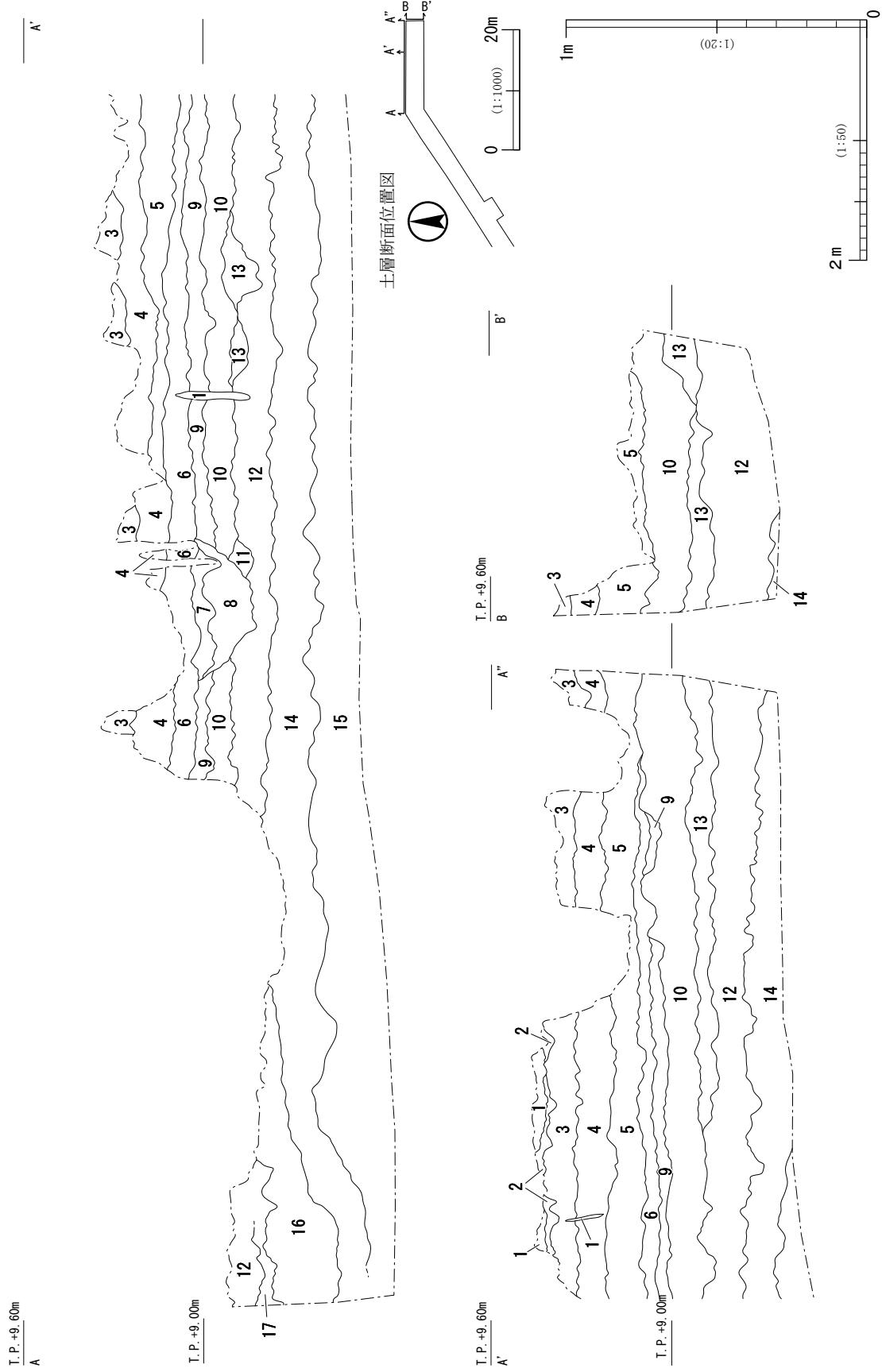


图 27 8区土层断面2

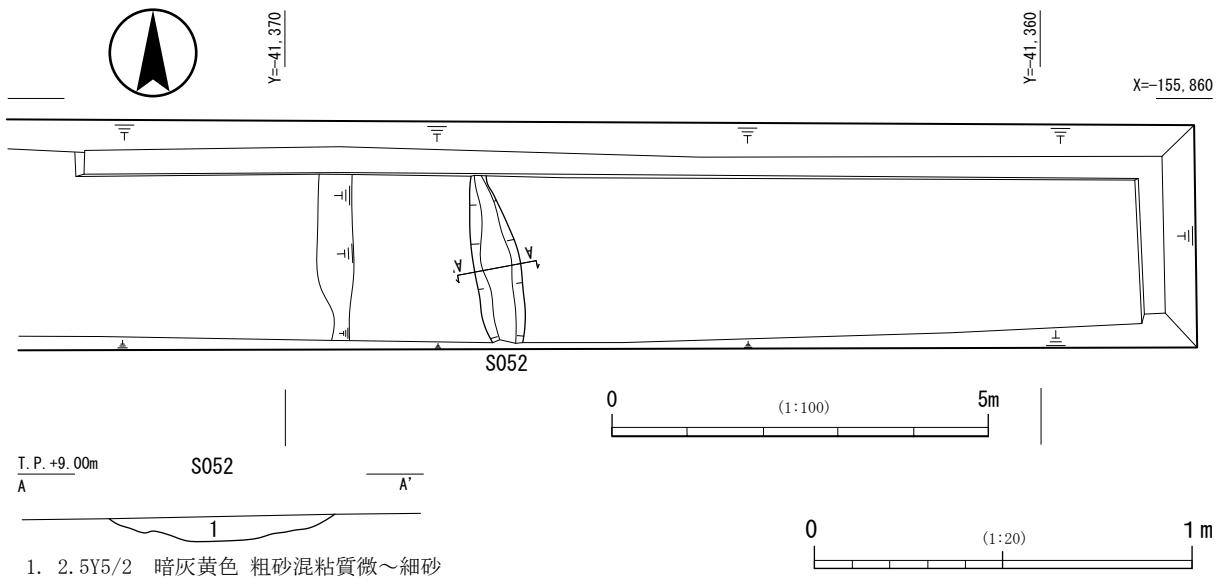


図28 8区第2面部分平面・遺構断面

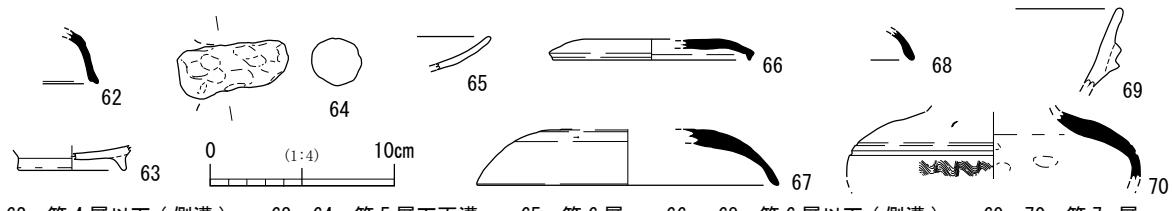


図29 8区出土遺物実測

第9節 9区

近年の造成に伴う削平が一定せず、第1層が残っている箇所があった一方、深い所では第7層を削り込む箇所もあった。第1層から第3層まで残存している箇所は極めて局所的だった。第4層以下を層ごとに人掘削したが、第5層までの残存箇所が限られていたため、面的に調査できたのは第7c層上面に帰属する溝の埋土上面か、あるいは第6層上面のみである。その面で掘削限界に至ったため、それ以下の土層の堆積状況は側溝掘削箇所で確認した（図30）。

最終遺構面の基盤層が他の調査区に比べてイレギュラーな印象を受けるのは、次のような理由によると考える。

土層断面をみると9区においては、第6層と第7層の分布範囲は極めて限られていたと考えられる。実際に、第5層及び第5層下面溝埋土を除去した段階で、おおむね第7c層上面に帰属する溝埋土に至った。この溝は8区の土層断面でその東肩をとらえたものだが、当調査区においてはその肩部は検出されなかった。加えて第6層や第7a層は、土層断面で部分的にしか認められなかった。実際に遺構面の検出時においてもそれらは面的に認められず、溝埋土上面がくぼんだりたわんでいる箇所等に部分的に残存するのみだった。

第7a層に関しては、それが分布しない箇所で検出した遺構埋土に類似する土質のものがあったことから、元から堆積していなかったのではなく、後世の耕作や造成の際に削平された可能性が高いと考える。加えて、当調査区では第3層～第6層の層厚が薄い傾向が認められた。これらを勘案すると、第7層・第6層が堆

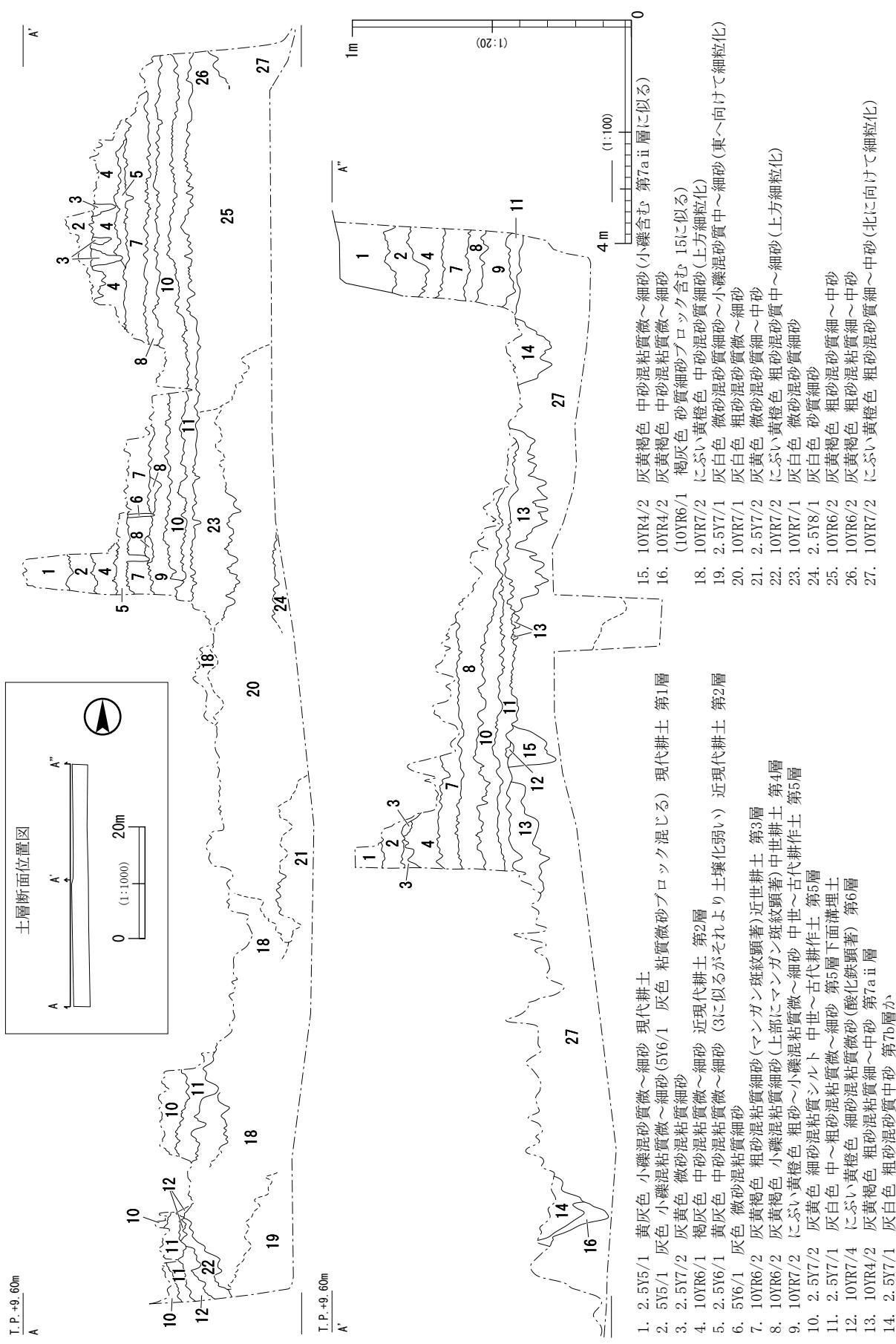


図 30 9区土層断面

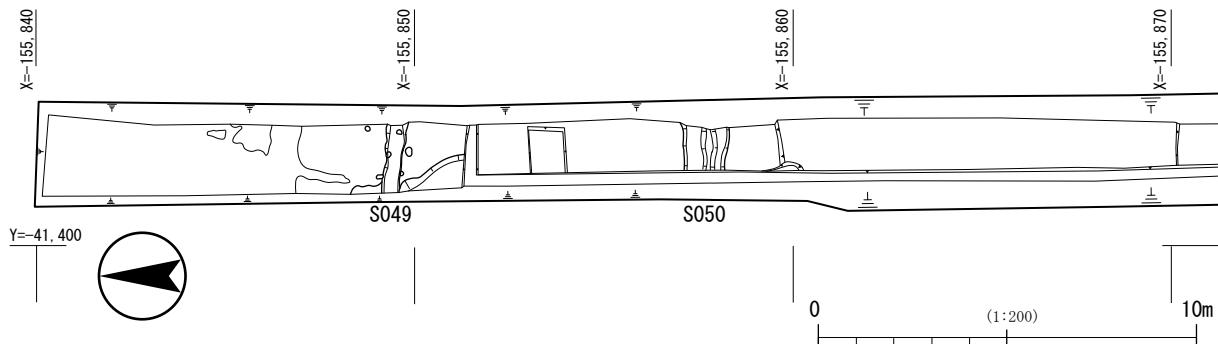


図 31 9 区平面

積していた段階において、当調査区は地盤が他に比べて若干高く、その後の造成の際に第 7 層・第 6 層が全体的に削平され、周辺の低地部に客土されたと考えられる。地盤が周囲に比べてやや高い傾向はその後もしばらく継続したため、この部分では整地による嵩上げが積極的にされなかったのではないかと考える。

最終遺構面では東西方向を指向する溝を 2 条検出したが、それらは先述したように第 7 c 層上面に帰属する溝の埋土上面で検出したもので、埋土の特徴からみて第 7 a ii 層の下面遺構と考える（図 31）。

なお当該調査区では第 7 a 層～第 7 c 層に至る層序と、最終遺構面の基盤層である溝埋土との関係を土層断面において明確にとらえることはできなかった。したがってこの溝が第 7 c 層上面に帰属するという所見は、8 区との関連性から導いたものである。

9 区では第 5 層から須恵器、第 5 層下面溝埋土から土師器・瓦器、第 7 a 層下面遺構の S049・S050 から土師器が出土した。いずれも細片で図化できたのは図 25－60・61 である。60 は第 5 層下面溝埋土から出土した瓦器皿で、13 世紀以降のものとみられる。61 は S050 の埋土下部から出土した土師器の高坏で、内外面とも摩滅により調整不明だが、脚部内面にシボリメが残る。古墳時代中期のものとみられる。

引用・参考文献

松原市史編さん委員会 1985 「松原市の地形」『松原市史』第 1 卷 本文編 1

中村淳磯・村上富喜子・森井貞雄編 2009 『三宅西遺跡』財団法人大阪府文化財センター調査報告書第 189 集

森屋美佐子・入江正則・新海正博編 2010 『池内遺跡』財団法人大阪府文化財センター 第 198 集

正岡大実・森屋美佐子編 2010 『三宅西遺跡 II』公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書 第 204 集

川瀬貴子編 2017 『池内遺跡』松原市文化財報告 第 1 冊・公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書 第 282 集

樺木規秀・岡本武司編 2020 『池内遺跡 2』松原市文化財報告 第 6 冊

井上智博編 2024 『三宅西遺跡』松原市文化財報告 第 19 冊・公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書 第 333 集

伊藤武編 2025 『三宅西遺跡 2』松原市文化財報告 第 20 冊・公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書 第 340 集

第6章 総括

今回の調査では9箇所のトレーニングで調査をおこなったが、調査区ごとに掘削の限界深度が異なっていたのに加え、近年の造成に伴う削平の影響が場所により異なっていたため、共通の基盤層からなる遺構面を調査できた範囲は限られている。一方で、工場建設予定地全体に散らばるように調査区が設定されていたことで、既往の調査成果に新たな知見を添える成果をえることができた。ここではその中でも特に、弥生時代後期にあたるとみられる第7c層上面と、古墳時代から奈良時代に帰属するとみられる第7b層上面、奈良時代に帰属するとみられる第7ai層下面遺構の検出状況を既往の調査成果と照らして概観する。

第7c層上面における遺構の検出状況から、弥生時代後期（～古墳時代前期?）に新たな水田域が設けられていたことが分かった。これにより、南から北に向けて流下していた当該期の流路の一つにおいては、その両側に耕作域が設けられていたことが分かった。今後はその時期の集落居住域がどこにどのように展開していたのかが検討課題となろう。

第7b層上面における遺構の検出状況から、掘立柱建物を伴う古墳時代から古代にかけての時期の集落居住域が存在した可能性が類推できる。現状ではその可能性が指摘できる程度にとどまるが、今後はその規模と継続期間、調査地一帯で検出された当該期の集落との関係性を検討する必要があろう。

第7aii層上面における遺構の検出状況からも、調査地に近接する奈良時代の集落居住域が存在した可能性が類推できる。第7b層上面・第7aii層上面の調査成果から類推できる集落居住域はおそらく小規模なものではないかと考えるが、特に奈良時代の集落居住域は既往の調査で検出されておらず、調査地一帯の土地利用の変遷を考える上で、注目される。

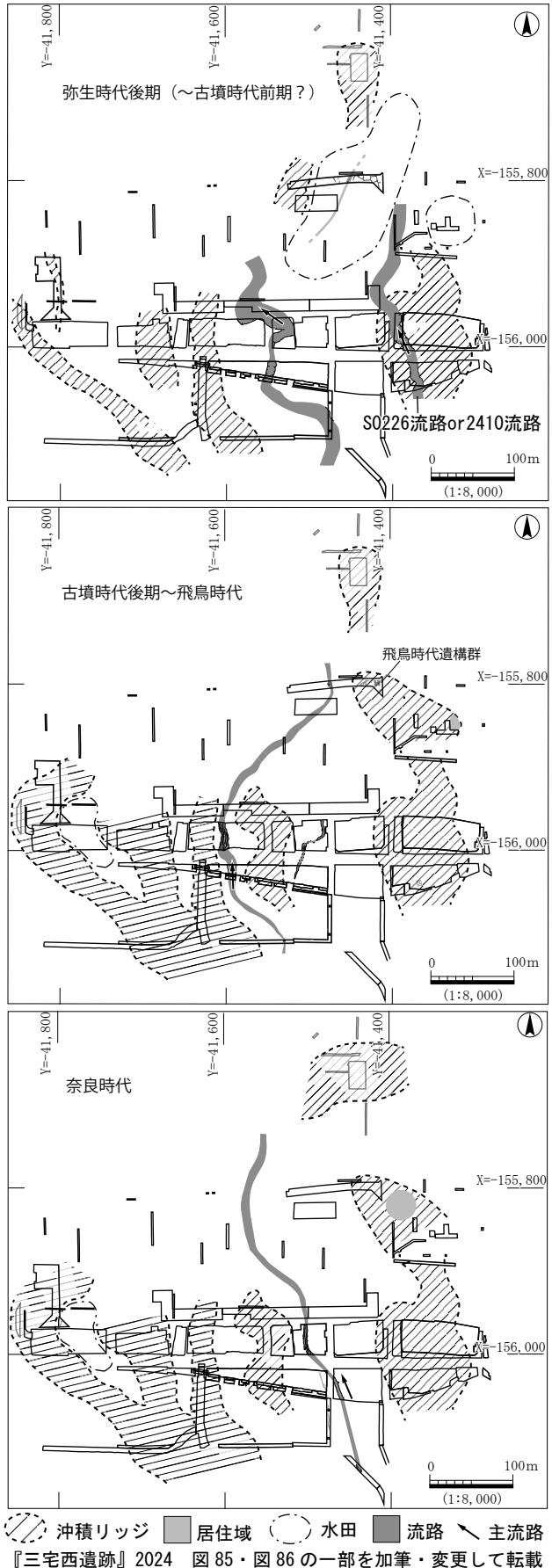


図32 変遷

写 真 図 版



1. 7区北西方向遠景（南東から）

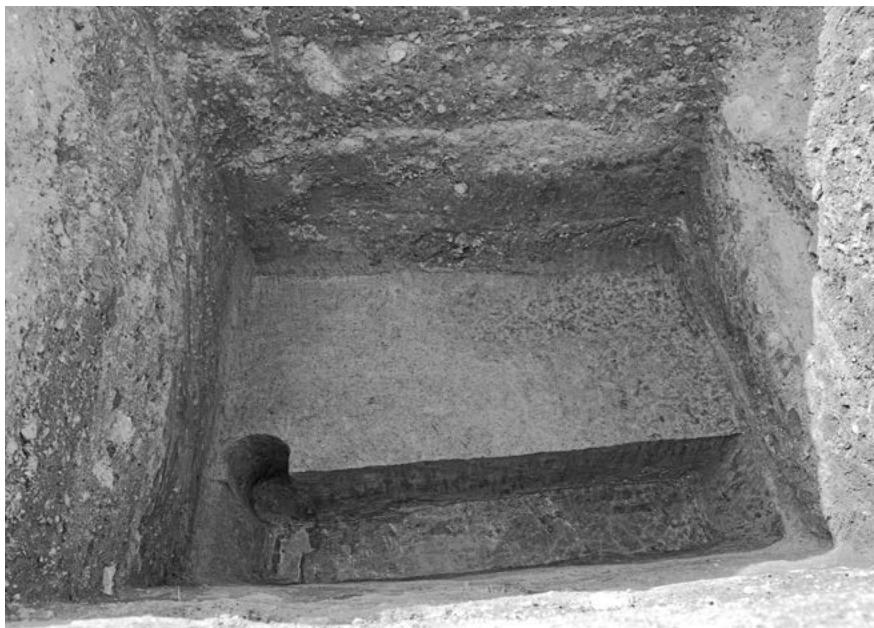


2. 7区西方向遠景（東から）

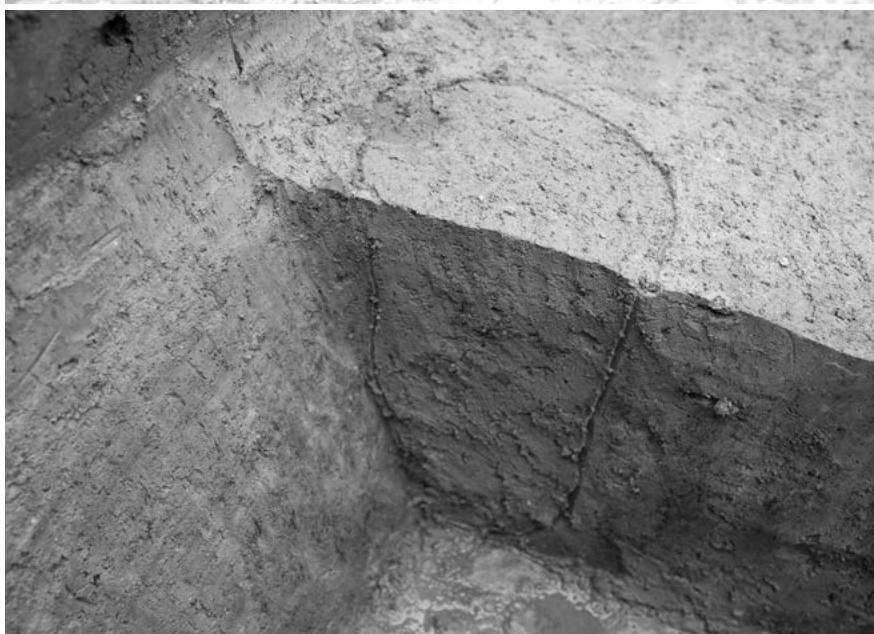
図版 2



1. 1区東壁断面（西から）



2. 1区第6層上面（東から）



3. 1区 S001 断面（東から）



1. 2区東壁断面（西から）

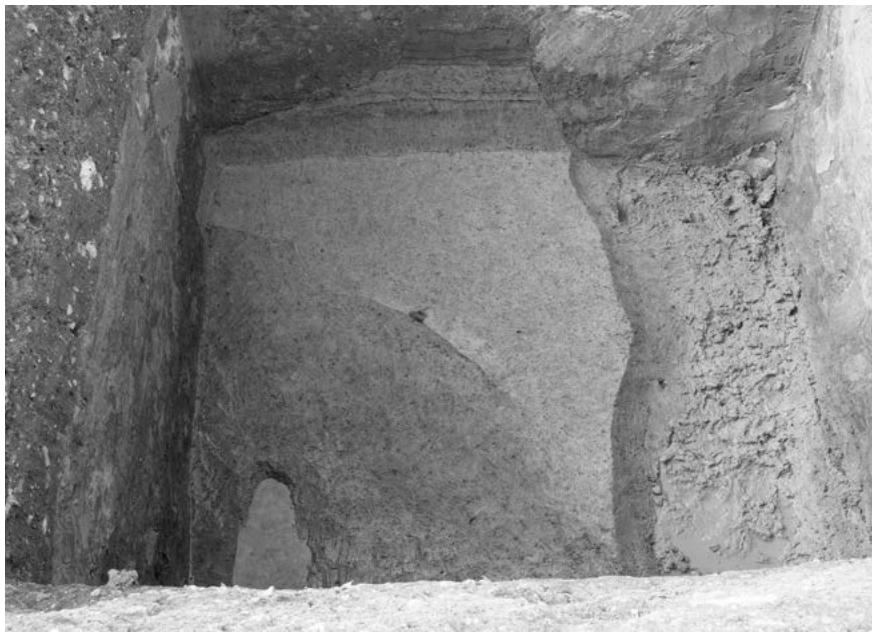


2. 2区第7ai層上面（西から）



3. 3区西壁断面（東から）

図版4



1. 3区第6層上面（東から）



2. 4区西壁断面（東から）



3. 4区南壁断面（北から）



1. 4区第7a層上面（北から）



2. 4区第9-1層上面（南から）



3. 4区第9-2層上面（南から）

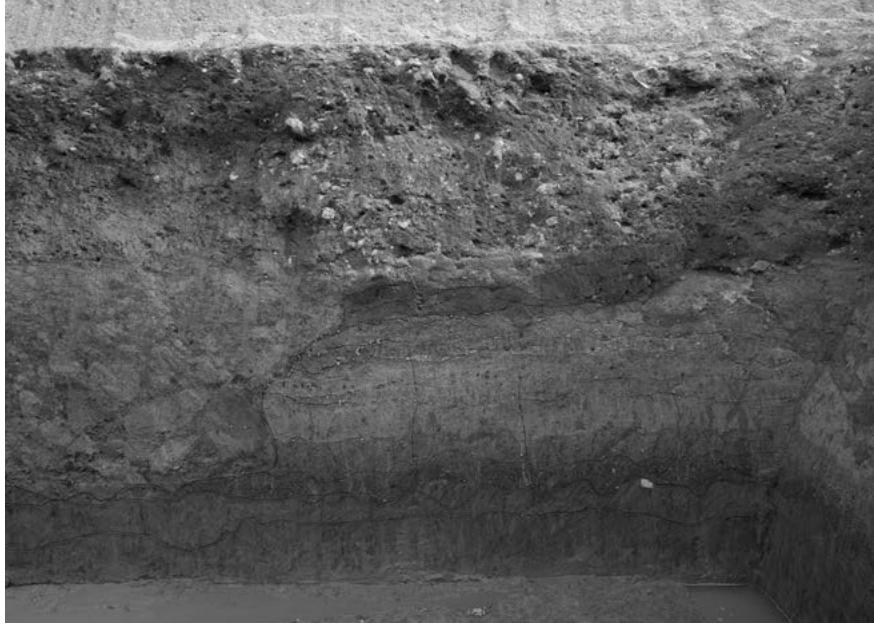
図版 6



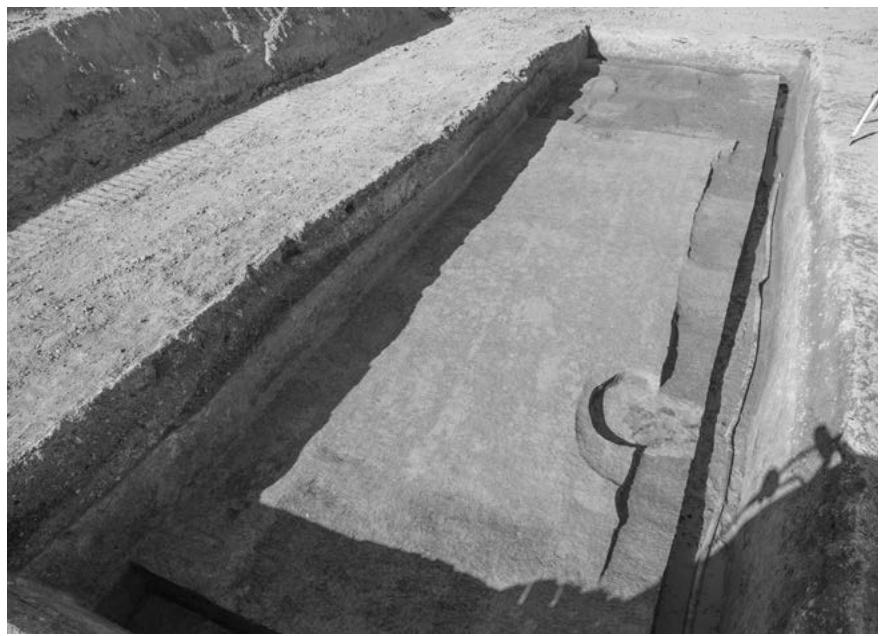
1. 4 区第 10-1 層上面 (南西から)



2. 5 区北壁断面 (南から)



3. 5 区東壁断面 (西から)



1. 5区第6層上面（南東から）



2. 5区第7a層上面（南から）



3. 5区第7c層上面（南から）

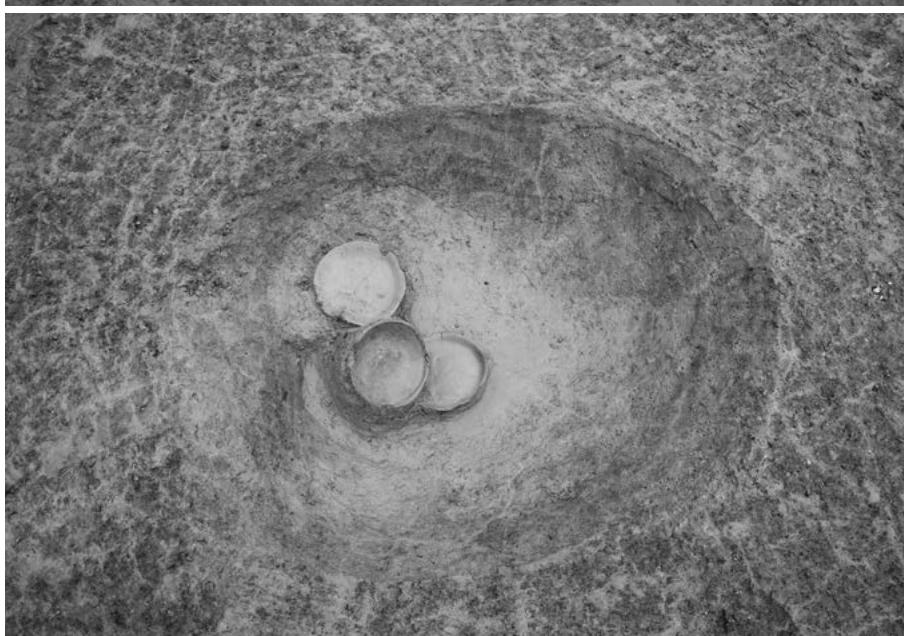
図版8



1. 5区第8～10層上面(南から)



2. 5区S010断面(南から)



3. 5区S010遺物出土状況(南から)



1. 6区西壁断面（東から）



2. 6区第4層上面（西から）



3. 7区東壁断面（西から）

図版 10



1. 7区南壁断面（北東から）



2. 7区第5層上面（東から）



3. 7区第7a層上面（南東から）



1. 7区第7c層上面（南東から）



2. 7区第7c層上面部分(南から)



3. 8区北壁断面（南東から）

図版 12



1. 8区東壁断面（西から）



2. 8区第7a層上面（西から）



3. 8区第7a層上面（東から）



1. 9区西壁断面（東から）

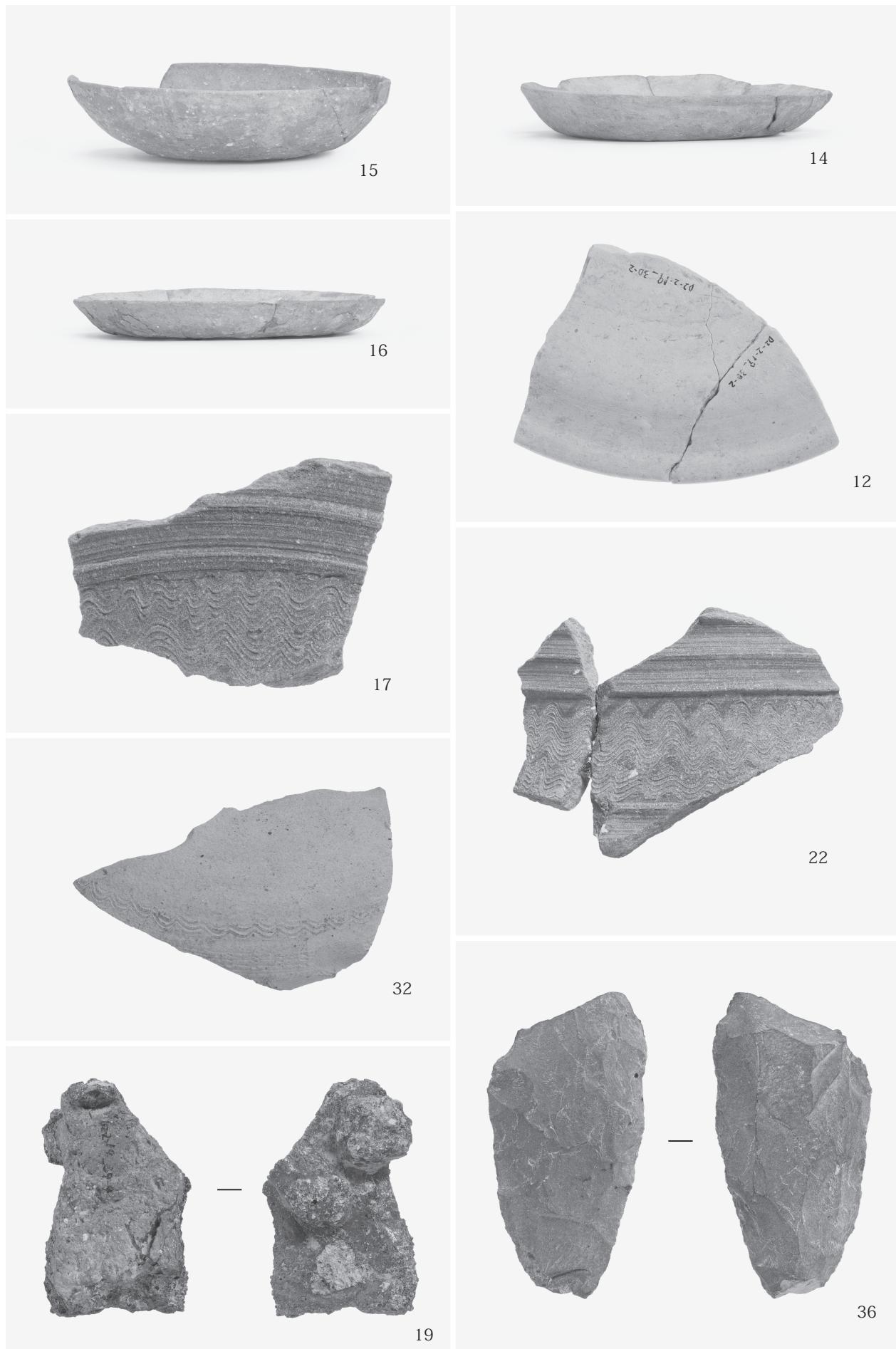


2. 9区第7c層上面を切込む溝
埋土上面（南西から）



3. 9区S049完掘状況（東から）

図版 14 遺物写真



報 告 書 抄 錄

ふりがな	みやけにしいせき 3
書名	三宅西遺跡3
副書名	南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）での工場建設工事に伴う三宅西遺跡（D2-2-19）埋蔵文化財発掘調査報告書
シリーズ名①	松原市文化財報告
シリーズ番号①	第23冊
シリーズ名②	公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書
シリーズ番号②	第344集
編著者名	若林幸子
編集機関	公益財団法人 大阪府文化財センター
所在地	〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号 TEL072-299-8791
発行機関	松原市教育委員会
所在地	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 TEL072-334-1550（代表）
発行機関	公益財団法人 大阪府文化財センター
所在地	〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号 TEL072-299-8791
発行年月日	2025年8月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		緯度・経度	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号				
みやけにしいせき 三宅西遺跡	おおさかふまつぼらし 大阪府松原市 みやけにしななちょうめちない 三宅西7丁目地内	27217	26	北緯 34°35'36" 東経 135°32'50"	2024.11.01 ～ 2025.02.28	523m ²	工場建設
三宅西遺跡	集落跡 その他	弥生・古墳・奈良・ 中世	ピット・土坑・畦 畔・流路	弥生土器・石器・土師器・須恵器・ 埴輪もしくは取鍋・瓦・瓦器			弥生時代後期（～ 古墳時代前期）の 水田を検出 奈良時代の集落居住域の縁辺部を検出

松原市文化財報告 第23冊
公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第344集

三宅西遺跡3

南部大阪都市計画事業松原市三宅西土地区画整理事業地内3街区2画地（仮換地）での工場建設工事に伴う三宅西遺跡（D 2-2-19）埋蔵文化財発掘調査報告書

発行年月日 2025年8月31日

編 集 公益財団法人 大阪府文化財センター

発 行 松原市教育委員会

大阪府松原市阿保1丁目1番1号

公益財団法人 大阪府文化財センター

大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号

印刷・製本 株式会社 中島弘文堂印刷所

大阪市東成区深江南2丁目6番8号

本書は、図1・2・5の背景地図を除き、クリエイティブ・コモンズ表

示4.0国際ライセンスの下に提供されています。 